

平成28年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年3月10日(木)
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 議 日 時	平成28年3月10日(木) 午前 8時58分
閉 会 日 時	平成28年3月10日(木) 午後 3時17分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 議 員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
欠 席 委 員	な し
議 長	
委員外議員	な し
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 7 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 2 8 号	鴻巣市企業誘致条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 3 0 号	鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 6 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 水村 光行

市民部副部長 大塚 伸也

市民課長 田口千恵子

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

資産税課副参事 福島 栄

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 杉山 彰男

川里支所副支所長 馬橋 陽一

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 竹村 慎吾

環境経済部副部長兼産業振興課長

新井 昭

環境課長 関口 泰清

農業委員会事務局長 新井巳代子

観光戦略課長 大沢 昌弘

書 記 岡崎 夏子

書 記 篠原 亮

(開議 午前8時58分)

(委員長)では、きのうに引き続き会議を開きます。

きのう説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野)では、きのう附箋を挟んでおいたところがあるのですが、それから附箋以外にもちょっと施政方針で後で戻る場合もあると思いますので、よろしくをお願いします。

まず、歳出から始めますけれども、花のコミュニティーづくりのところ72ページです。補助金が180万出ていますけれども、これだんだん減ってきているのです。13団体とかという報告がありましたけれども、要するに市の土地に市民のお金で花を植えるのに、当初補助が半分、2分の1だったのです。でも、それ議会で言ったら3分の2までにふえたわけですけれども、それにしてもこれがなかなかふえないのは、公共の用地に植えるのに身銭切らなくてはいけないというところがあるわけです。この下に花のボランティア育成活動と、これは花は市が用意して労力だけ提供するわけですけれども、花のコミュニティーづくりについても同じように花と一定の肥料と土ぐらい行政から提供するというふうにならないと、どう考えてもハードル高くて、労力のほかに金もというのではだんだんグループが減っていくと思うのです。もう少し下のボランティア育成程度に施策が前進しないものでしょうか。

(観光戦略課長)ただいまの花のコミュニティー事業の中で公共施設に花を植えるにもかかわらず自己負担があるというのはいかがなものかというご質問なのですけれども、公共施設、市の土地あるいは県の土地等に花を植えるのに要するに自己負担があるというのは確かに疑問点として残る部分ではあるのですが、これは大きなコミュニティーづくり事業ということで捉えていますので、要は地域のコミュニティーの方々が幾らかお金を負担して、市がそれにさらにまたお金を拠出するような形でコミュニティーの形成のためにやっていただいているような形の事業になっております。実際菅野委員さんおっしゃいますようにただいま13団体ということで今やっておりますけれども、平成21年からちょっと記録

があるのですけれども、平成21年のときは13団体、その後22年に12団体に一回減りまして、その後13団体ということで推移していきまして、実際27年度の実績、今年度の実績で見ますと総事業費が194万4,000円ということで、そのうちの158万3,000円が市の補助金ということで事業のほうを展開している次第でございます。これは、事業費の3分の2が上限として補助金ということになっておりますので、きっちり3分の2にはなっていませんけれども、そういうような現状です。確かに本来ならば要するに民間ではなくて、公共施設だから公で植えるのが当然という見方もあるのですけれども、コミュニティーのためにそれを利用してもらって、コミュニティー形成に役立てていただくというような視点で捉えていただければというふうに存じますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

（菅野）13団体がやられているということですが、例えば生出塚団地なども15年ぐらいですか、本当に頑張ってやりました。2分の1の補助のときにまずお金をつくる苦労のために会費制にしてその会費を集めたり、集めるからには会報を出さなくてはいけないとか、花以外にも大変お金の支援をいただくということは物すごく労力が要るのです。市は、金をくれるだけで特別何の援助もなかったわけです。例えば土が出たら土を運んでくれるとか、鴻巣は根っこつきの花を売っているところですから、花を安く買えると花屋さんがもうからないのでしょうかね、花の小さい植える苗の販路について協力していただけるとか、そういうものもないわけですから、生出塚の場合は四釜さんというすぐれた指導者がいたし、それに続く人がいたので、15年ぐらいやれました。自治会から補助もらわないでやってきたわけですが、あれを民間でやれるというのは、もう本当に花の神様みたいな人がいてこそやれたのであって、なかなか大変でよくやっているなと思うのですが、規模にもよりますけれども、せめてその花代ぐらいは全部出すと、それから土と堆肥ぐらいは農家と連携して必要なとき提供できるとなれば、労力を提供してコミュニティーをやるぐらいならできるけれども、団体が育たないと思

うのです。前はもっとあったと思うのです。私のところも織田さんがかかわっていた宮地のところとかもあっという間になくなってしまいましたし、どれぐらい苦労しているかというのは大体報告書の中で聞いているのですか。活動報告が出ますよね。

（観光戦略課長）ちょっと繰り返になってしまう部分もございますけれども、この事業そのものは地域の花、要するに花植えを通じて地域のコミュニティーに資する事業ということでございますので、要は花代に関しましては恐らく補助金でほとんどの部分、恐らく花とかあるいは肥料とか、そういった費用に充てられているものなのですけれども、実際例えば花植えのときに花だけ植えて、はい、さようならということではないと思います。花を植えながら、例えば休憩時間にちょっとお話をしながらとか、そういったコミュニティーをしながら花を植えていただいているということになりますので、実際補助金の中でも確かに花植えのために例えばお弁当を出すとか、そういったことは認めておりませんが、例えばお茶ですとか、要するに休憩中にお茶飲むぐらいのそういった飲み物程度のものでしたら補助金の中でいいのではないかとということで認めている現状もございますので、コミュニティー形成を第一として、その手段として花植えがあるということでご理解をいただきたいというふうに思いますけれども。

あと、実は来年度の予算計上の中で、今まで環境美化活動の中で行われていた川里地域の境と、それから上会下地区のコスモスの栽培についても、要するにあれも自治会が主体でやっております事業ですので、一応花コミということでこれも団体のほうにお話をし、ご理解をいただきまして来年度から花コミの事業の中でやっていただくということになりましたし、また中山道の商店街を中心にして行っている花のまちPR促進事業につきましてもこの花コミの事業でやっていただくということで商店街のほうに説明をしましてご理解をいただいて、来年度からそういう方向で一応準備のほうを進めておるところです。また、既に商店街のうち幾つかは花コミの事業の中で花植え事業をやってもらっている実態もございますので、それに合わせたという意味合いもありますけれども、

そういったことでこの事業を展開したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

（菅野）観光戦略課だけではそこでとまると思うのです。商店街なんかは、もともとポールについている花植えているのとか、ポールに2個ずつつけていますよね。花をぽこっと植えるからあれですけども、公園に植えると、平地の土の上に植えるとなると、これはもう農業部門と連携しなければ、観光戦略課だけではできませんよね。農業部門と連携して、花のまちであるわけですから、農家の花がどう最盛期有効に植えられるかとやるのなら観光戦略課だけではできないと思うのですけれども、花を植える農業部門と連携してもっと前進できないものですか。

（観光戦略課長）例えばコミュニティーで花植えをするために花を買いたいだけでも、どこか安く仕入れられるところはないですかとかという問い合わせがあれば、観光戦略課でも大量にボランティア関係で花とかの仕入れというか、購入していますので、そういったところをご紹介するとか、そういったことは実際可能です。そういう問い合わせがあれば、そういった対応もしていきたいと思いますし、現にちょっと確認はしていませんけれども、そういう問い合わせがあったときにはそういった対応もしているものというふうに思います。ですので、要するに高いというか、割と花屋さんで直接買うのではなくて、そういった大量仕入れの中でちょっと一緒に仕入れるとか、そういったこともできなくはない話なので、そういったこともご相談いただければ検討していきたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

（菅野）すぐれた指導者がいるというところは、生出塚もやったのですけれども、種から苗をつくるのです。そうでなければ県や日本での花のコンクールなんか出すことはできないのです。買った苗を植えてなんかいるのではあつという間に物すごくお金がかかりますから、種から植えて花をつかって、その季節に合わせていろんな花を咲かせて、それで新聞社がやる、毎日新聞と読売新聞のやる花コンクールに出して、県で最優秀賞になって国へ行って、生出塚の場合最初総務大臣賞、次が厚生労

働大臣賞で3回目によく総理大臣賞をとりましたけれども、花のまちを標榜したということで市長が何かやってくれると言って、公園に電源を引いてもらったのです。それで、空調機を入れて冬も夏も空気を、温度を管理して花を咲かせられるようになって、なお活発になったのです。だから、花のまちを標榜するほどやるとなると、すぐれた指導者もさることながら、そういうただ秀でている程度ではなくなってしまうのです。でも、みんな年とってしまって一番の敵は年をとったということなのですけれども、それで15年ぐらいやったけれども、できなくなりましたけれども、どの程度の水準を望んでいるのか。自分たちがコミュニティーしながら好きな面積を好きなように花をただ飾ってくれればいいと、そういうのが到達点なのか。

（観光戦略課長）花のまち鴻巣ということで、やはり鴻巣に訪れた方が鴻巣に来て花を見て、鴻巣は本当に花のまちだねと言ってもらうほど花がまちなかたくさんに広がることを我々としては目指している部分もあります。ただ、花というのは大変維持管理にもお金がかかる部分もございまして、例えば駅前、鴻巣駅東口等にもこれは花のボランティアの関係で花植えをしてもらっておりますけれども、ここも夏場の本当暑い時期には草が大分早くから伸びまして、1週間あけると本当にもう草ぼうぼうのような状態になってしまうというようなこともございます。そういう中でボランティアさんを初め、うちの職員等が草取りに行ったりですとか、そういうことをしながら花を維持管理していくというのが現状です。そういう中で花のまちというからにはやはりなるべくきれいな花を鴻巣に来られた方々にごらんいただきたいということがありますので、我々としてもそういったことを言いながらも、ブランド力を持って一応やっておるところでございしますが、なかなか作業のほうを追いつかないような現状も正直なところあります。そういう中で工夫をしまして、例えば花をきれいに見せるために花を植えるときに草が出ないような薬が最近何か、最近というか、あるようなので、そういったものを去年の秋には試しに駅前へ植えるときにちょっとやってみたりとかもしております。そういった努力もしながら、花によるまちの美観ですとか、そう

いったことに貢献したいというふうに考えております。

以上です。

(菅野) では次、同和対策はこちらでいいのですよね。78ページが同和の施策が載っていますけれども、これは運動団体ですけれども、補助金が減っているわけですから、補助金団体の名前と人数と金額というのは出ますか、292万7,000円の。

(やさしさ支援課長) 団体ごとの補助金額ということでお答えをいたします。まず、部落解放同盟埼玉県連合会鴻巣支部が78万円、それから部落解放埼玉県連合会吹上支部が30万円……

(菅野) 人数も言ってください。戸数ですか、人数ですか。

(やさしさ支援課長) では、まず鴻巣支部、これが13世帯です。それから、吹上支部が5世帯。次よろしいですか。部落解放正統派埼玉県連合会鴻巣支部が162万円、29世帯、そして部落解放北足立郡協議会鴻巣支部が22万6,800円、6世帯、以上4団体です。

(菅野) 今までは7つぐらいあったと思うのですけれども、減っていますね。減った原因は何なのか、運動団体が減った原因。

(やさしさ支援課長) 団体が解消したという解散、そういう団体もありますし、あるいは今現在活動はしているのですけれども、補助金は要らないという団体も出てまいりました。この関係で減っております。

(菅野) 情報公開でどういう活動をしているかと取り寄せると、ほとんど同じなのです。活動の内容が余り変わらないのに、補助金額がえらい違うのです。北足立郡協議会なんていうのは1世帯3万7,000円ぐらい出しているわけですよね。解同の吹上支部は30万円を5世帯ですから、1世帯6万ですよね。何回言っても活動量によってだと言いますけれども、そういう補助金の出し方をしているのは同和関係だけです。これ部長に答えてもらいますから。例えば自治会にしても、1世帯当たり幾らというのは自治会の活動量によって差なんかつけていません。ほとんど同じですよ。情報公開でどういう活動をしたかと取り寄せるとそんな特段変わったことないのに、これは多分合併したときにその前の自治体がやっていたのをそのまま引き継いでいるからなのかなとも思うのですけれど

も、本当はこれやめてしかるべきなのです。もう同和の差別なんてほとんどないわけですから、何回も言いますけれども、今五本の指に同和差別なんて入らないのをいつまでしがみついているのだと。埼玉県の場合、特に同和地区の方というのは経済的にも大変裕福なのですよね。それは全県で、埼玉県で言われていることですので、やめる方向性がどうとれるのか、それから活動量によって違うという不公平感をどう克服していくのか。これで当然ということ、もらえればいいということできなくなるまで続けるのかと、ここら辺をお聞きします。

（市民部長）運動団体の補助金の関係ですけれども、先ほどやさしさ支援課長のほうから4団体に対して補助金を交付すると、当初予算のほうにも計上させていただいております。昨年と比較いたしますと、100万ちょっとの補助金の減額になっております。今菅野委員さん、ちょっと割り返しして1世帯6万とかという、そういう金額が出てきたと思います。基本的に合併以前からそれぞれの市、町で運動団体と調整協議を重ねながら補助金の額というのは決めてきたという、そういう経緯が確かにあると思います。それで、27年度、ことしですけれども、28年度予算計上に当たりまして、実は26、27と運動団体と調整協議をさせていただきました、議会のほうでも私どもでは活動量に応じたという言い方をしておりましたが、確かに世帯で割り返しますとばらつきがあるということも認識しておりましたので、調整をさせていただき、一応今回28年度当初予算では1世帯当たり上限を6万円というふうに調整させていただきました。ですから、そういう意味で2団体が6万円を超えていたという部分がございますので、2団体が減額になりまして、昨年と比べますと団体数の4つは同じですが、100万円ちょっとの補助金の減額というふうになっております。

答弁が前後しましたけれども、やめる方向というご質問でございますけれども、ただいま菅野委員さんからのご質問の中にも差別はほとんどないというご質問だったと思いますけれども、私どもも精神的差別とか差別があるという認識でございますので、その差別が解消されるまでは運動団体と連携しながら活動していきたい、差別をなくしていきたいと。

連携しながら活動するに当たっては、運動団体に補助金を出していくと、ある意味当然のことかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

（菅野） 心理的差別と言っていますけれども、心理的差別なんて実害も何もないですよ。この人見て自分のほうがいい服着ているなど思うのも心理的差別かもしれない。現に差別で調べた中に同和差別なんて入っていないわけです、五本の指に。民族の差別ではない、男女差別や障がい者差別や高齢者差別やいろいろある中に入っていない。同和というのを何で知ったかという、小学校に入ったら社会教育で知ったというわけです。小学校の教育をするのに必ず同和をいれなくてはいけないというのでそこから知ったという。知らなければ自然に消滅していくものをいつもいつも寝た子呼び覚ますようにどこかでどこかでやっていくと。これは、この補助金だけではなくて市役所が講演会みたいなのをやりますよね。それで職員を必ず動員すると。工作中忙しいのに、保育士さんの人なんかだつて大変な中駆けつけたり、全部名前をチェックするというではないですか、来る、来ないという。そこまでしてなぜこれだけやるのかと。あと、これ教育委員会になってしまうからあれですけど、子どもの夏休みの子ども教室みたいにやっていますよね、箕田小、田間宮小、北小という、中央小や東小はやっていない。あれは、今同和だと言わないで夏休み学習なんて言い方しているけれども、結局同和学習を継承しているものですよ。そういう全ての施策の本来もうやめてしかるべきだと思うのです。ここだけではないのです。お金だけではないわけです。これは、では死に絶えるまでやるということですよ、なくなるようになんていうのは。人の心に資本主義がある限り差別の意識がなくなるわけないし、心理的差別なんて何の実害もないわけですから。昔はすごい固定資産税の減税をやっていましたよね。私最初に議員になったとき200万も減税になっている方がいてびっくりしました。物すごい財産を持っていたのです。土地から家屋から工場から全部減免になっていたのです。それをやっぱり全部なくしたではないですか。半額にして、今もうそれはなくなりました。あるのはこの部分だけなのです。運動団体の補

助金と、あとはいわゆる思想的に入れてくるという、家庭教育学級の中に入れるとか職員の研修の中に同和を入れるとか、その部分だって時の流れとともに本来なくすべきだと思うのですが、せめてこのお金にかかわる部分はなくしていくと。経済的に運動ができないぐらい貧困状況ではないと思うのです。1世帯6万だって多いです。6万くれるなんてないです。自治会なんか、ご存じか知りませんが、あんなにいっぱい毎月回覧させて1世帯に1年間500円ですよ、払っているの。前は200円だったのを闘って、私さんざん言って、会長にやっていた分を300円こっちによこして500円にしたのですから、6万に値する活動していると思いますか。本来やめるべきではないですか。部長どうですか。

（市民部長）心理的差別というふうな言い方をさせていただきましたけれども、同和問題も含めて小さいお子さんとか高齢者といった方々に対しての我々とすれば人権という部分で、人権対策という部分で相談事業をやったり、啓発事業をやっております。その中の一つとして同和の補助金というものがございます。それで、確かに今自治会から比べればというお話もいただきましたけれども、1世帯当たりになるとまだまだ高いのかなという気はいたします。ただ、先ほども申し上げましたように市と団体と連携をさせていただき、心理的差別を含めたそういった問題を解決していく上ではまだまだ補助金の交付は必要なのだというふうに考えております。ただ、今後、今回補助金の減額、ある意味減額をさせていただいたわけですが、そういった意味では活動状況等を我々も十分把握をいたしまして適正な補助金の交付に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）鴻巣は、属地主義ではなくて属人主義なわけですよ。この地域が同和だよと言って、その地域に住んでいなければ認められないのではなくて、運動団体の親分がこの人は同和だよと認めれば本町に住んでいようが生出塚に住んでいようが宮地に住んでいようがどこに住んでいようが同和としての施策を受けられると、属人主義なわけですよ。属地主義だと例えば生出塚に住んでいなければ同和と認めないよと言われる

ことになるわけで、誰が同和の人か周りの人にはわからないのです、属人主義だから。場所ではないから。そういう中で特別な差別なんて、だからありようがないのです。埼玉県がやめると切り出した小冊子などでも本当に社会的にきちっと役割を果たして暮らしているし、学歴においても全て同和だからという差別はなくなったという文書がもう既に残っているのです。差別がなくなる限りなんていうことではなくて、現状に合わせて属人主義のどこかを直すことができないか。例えば運動団体の長だけに権限を与えるのではなくて、そこら辺をもっと民主的に、運動団体を超えて、この運動団体の長ではなくて同和の別組織をつくってそこでどうやったら改善できるかと、仮に改善することがあるとしたら。民主的な方法に変えない限り、いつまでもその運動団体の長が権限持っていれば終わりません。結局は利権につながるわけですから、お金をもらおうということは。属人主義をどこかで直せないか。属地主義になんかももちろん戻らないけれども。

（市民部長）繰り返しになりますけれども、例えば属人主義というお話でしたけれども、私どもはその運動団体の方々を擁護するだけに補助金を出しているのではなく、あくまでも行政と連携をし、差別を解消していこうという、そういう活動に対しての補助というふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

（菅野）これはもう幾ら言っても、時間もないからやめます。とにかく言っておきますけれども、同和の差別なんて多くの市民は日常生活の中で思って生きていたことありませんので、そのことを言わせてもらいます。

それから、145ページに合併浄化槽事業が載っていますけれども、例えば今笠原小学校を適正化するなんて言って2回話し合いが行われて、多くの市民の皆さんが会場いっぱいになるぐらい駆けつけて、何としても140年の歴史の学校を継続したいと言っている。それには今分家しか入れないけれども、既存宅地みたいな感じでうちがふえて、子どもがふえてできないかななんて言っているわけですがけれども、下水道なんて入らな

いから、これ合併浄化槽になるのだと思うのですけれども、この合併浄化槽ができるということが、うちを新築することに補助があるということがやはり大きな後押しになっているのでしょうか。件数は幾ら多くても、補正組んでできる状況なののでしょうか。うちが建たないのかな、それとも。分家でなくては建たない。

（環境課長）合併浄化槽の設置についてお答えいたします。

市で補助を出しておりますのは、くみ取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合、それから単独処理浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合、そして今ご質問にありました新築の場合でも補助金の対象になっております（P.13「補助金が出るのは、単独処理浄化槽から転換する場合とくみ取りから転換する場合のみ」との訂正発言）ので、額もそれなりの額ですので、それは当然後押しになっているものと考えております。

以上です。

（菅野）分家しか建たないということを何とかならないかというのですが、これは部長何かいい方法ないですか。都市計画の場所を、線引きを変えるなんていうことはできないのでしょうか。

（環境経済部長）笠原区域というのは、都市計画でまちのあり方というか、地域地区というものを決めて、市街化区域というのはそこに市街化区域として建物なり、そういった都市的利用をしていこう、調整区域というのは今の自然の状況を残していこうという決めの線引きをして、そうした都市計画に基づいてこのまちづくりというのがもう根本からでき上がっていますので、そここのところを開発できるようにするということは、なぜその線引きをしてそういった土地の利用の仕方を規制、誘導するかというと、公共施設、インフラのそういった社会資本を入れるには、やっぱり市街化区域においてはそここのところで整備していきましょう、調整区域については今の状況で保っていきましょうという大きな考え方がありますので、そここのところを度外視するわけにはいきませんが、決めた開発を抑制していくという区域を任意に開発していくということにはそぐわない、そういう考え方にはそぐわないと思います。ただ、やはり一つの例では特別な条件、そういった取り決めによって、川里地

区では例がありますけれども、そういった地域では地域の活性化のためにはそういった利用をしていきたいと思いますというふうな取り決めもありますので、そういったことは検討できる範囲かなというふうに考えます。

（菅野）今結局農業で採算が合わなくなったというところが、やはり農地に跡取りがいなくなり、もちろん分家なども出なくなって、そうすると年寄りがだんだんいなくなれば空き家はふえていく、農業政策もだんだん衰えていくということになるのではないかなと思うのです。人間が結局今政府は地方創生でコンパクトシティと、まちなかに全部まとめようと、自治体自体も道州制に結局持っていくということで貧乏なちっちゃいまちなんか要らないというわけだけれども、本来国土を守るのはそういうことではないはずなのですけれども、将来鴻巣で例えば笠原地区などが農業できなくなったとき、息子や子どもたちが戻ってきて引き続きあの農地をそれなりに守ってまちの形がちゃんと形作られていくのですか。学校の話聞いたとき本当に思いました。ほとんど年寄りだけで住んでいて若い人が戻ってこないというのです。分家するなり親元に入れば子どもを笠原小学校に入れられるのだけれども、それがなかなかできないと。そういう状況が続いていくと、市の郊外には農業が栄えるというそれがちゃんと継承されるのでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問、浄化槽の関係とは別に農業問題ということですので、大変菅野委員さん、きのうからもやはり農業関係とか厳しい状況、ご質問の話からしますと笠原、いわゆる市街化調整区域、市街化を抑制すべき地域ということでその中では農業振興地域というふうなくくりがありますので、いわゆる市街化以外のところにつきましては調整区域でやたらと家ができない状態だというふうなことは委員さんのほうも十分認識の上かと思えますけれども、そう言いながらも調整区域にも開発あるいは農地法に適合した関係であれば家が建てられるというくくりの問題での家が建てられることもできますので、それとまた各農業関係でやはり大変な状況に、農地の跡取りではなくて農家の跡取りだと思うのですけれども、その辺が高齢化になっていてやはり農家の危機感があると。その辺につきましては、うちのほうとしても

農地が一番私どもで心配するのは耕作放棄地、遊休農地がふえるということで、その辺の心配をすることでございますけれども、やはり現状はもう皆様方が厳しい、厳しいということは言われますけれども、現場に行きますと皆さん高齢になりながらも一生懸命農業に従事していると。自分がだめになってしまった将来はちょっと心配だというふうな声は常々聞きます。そういった関係につきまして、国の施策としても、そういう将来的な展望からしても、やはり遊休農地とか農地の有効活用というふうな部分で多面的機能とか、あるいは中間管理事業とかいろいろ農水省のほうも施策を打ち出している中で事業に取り組んでおります。まず、農家の方々あるいは農協さんを通じていろいろ制度の周知を図っている中でもやはり農家さんも一経営者になってきますので、自分の家のことが一番心配だ、そのくくりの大きな問題として地域がなかなか厳しい状況だというふうなことは十分認識されている中でいろいろなそういう声は聞いておりますけれども、やはり今回も予算の中にもありますけれども、土地改良して自分たちの土地を集約化を図って次の担い手の方々に任せていくのだと、そういうような話も進んでいるところもございまして、きょうあたりもそうですけれども、やはり次の田植えに向けての田んぼ耕作、耕運機でうなったり、トラクターでうなったりして、そういうことを見ますと、やはり余り遊休農地も少なくなっている状況なんかもこういう状況で見ますけれども、心配だ、心配だという部分はありますけれども、やはり今現状では各農家の方々も農協さんといろいろな形の中で、いろいろな施策の中で頑張っているという状況ですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

以上です。

（菅野） 合併浄化槽から農家に行ってしまうって済みません……

（環境課長） 申しわけありません。菅野委員さんのご質問の先ほどの答えなのですが、一部訂正をさせていただきたいと思います。合併処理浄化槽につきまして、新築についても補助金が出るのかというご質問に対しまして、私先ほど新築も出ますというふうにお答えしてしまったのですが、申しわけありません。間違いでした。補助金が出るのは、単独処

理浄化槽から転換する場合とくみ取りから転換する場合のみでござい
ます。大変失礼しました。訂正をお願いします。

（菅野）では、新築は合併浄化槽をつくって当たり前ということなのだ。
（環境課長）そうです。

（菅野）それから、145ページのごみ処理施設の積立金が1億入っていま
すけれども、これは、1億というのは最低限で出しているのか、その1
億の基準と、今後のあれはまだ出ていないのでしょうかけれども、どうい
う基準でお金が近年出ていくのか。30年度にできるのか。

（環境課長）鴻巣行田北本環境資源組合では、一般廃棄物の処理基本計
画を策定しまして2月に公表されました。その中で施設整備費が約249億
円かかりますということを示されております。その中で国の交付金とか
起債も使えますので、一般財源として各市町村が負担する額はこのぐら
いですよというのでも出されております。その辺からいきますと、当然鴻
巣市の負担分は構成市の分の約44%ぐらいになりますので、そこからい
きますと10億円の上の額は必要になるだろうというところがまずござい
ます。そのようなことからなるべく負担の平準化をするために積み立て
を今回1億円計上させていただきました。また、27年度の補正で5億円
を計上させていただきましたので、合わせましてこれで6億円になる
ということでございます。

以上です。

（菅野）議案審議の中で阿部さんがストーカー方式かいろいろ聞いていま
したけれども、基本的な姿勢がどうなっているのか。要するに最低限で
ごみの処理ができるという形にしていくのか、それとも周辺に売電だの
熱を効率よく作業にも波及できるようにとかとなっていくのか、基本的
にどういうスタンスでやっていくという合意のもとに事業が組み立てら
れているのでしょうか。

（環境課長）まず、ごみの焼却施設はつくりましょうということになっ
ていますので、その焼却施設はさっき菅野委員さんおっしゃったように
いろいろな方式がございまして、それについては今後日本全国いろん
な条件のところがございますので、この鴻巣と行田と北本が置かれてい

る環境で一番適したものはどういった方式がいいのか。例えば灰の処理についてはどういう方式がいいのか、灰は出さないで溶融してしまうものがあるのかというようなことを今後28年度に施設整備基本計画というのを策定しますので、その中で処理方式ですとか、そういったものが検討されていくというふうに考えております。いずれにいたしましてもごみを焼却いたしますと熱エネルギーが発生しますので、その熱エネルギーは無駄なくまずは発電をするということは、これは間違いなくやることになっております。

以上です。

(菅野) 中部環境を見ていても、結局80トンのこの炉を3つつくっているわけです。ごみは、もう4万トン切っているわけで、あの表見てもだんだんごみは減っていくのですよね、もっとも人数も減ってきますから。そうすると、過大投資をしないというのが最初にびしっと入らないと、30年前はとにかく日本中で1炉多いわけです。3炉なんて一回も燃やしたことはないのですから。2炉でも160トン燃やせるわけですから、そんなに3炉なんて一回も燃やしたことなくできていて、何かのときに必要だなんてことはないのです。県でごみについては悪くなったらほかで融通し合いましょうねということにちゃんとなっているわけですから、最低限のごみ焼却施設にしていくという、そうした立場でやらなければ、30年前と同じようにごみ処理施設をつくる会社なんて五、六社しかないわけですよね。そこに言いなりになって大きくするなんてことのないように、人口も減っていくし、ごみも少なくなっていくわけで、県は300トンではなくてもちゃんと補助するというふうにも言っているわけですから、そういう方向性で論議がされていくのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

(環境課長) 先ほど菅野委員さんおっしゃられたように、まずごみ処理施設の規模を決めるに当たっては人口の減少も考慮しますし、またこれから3市で進めていくごみの減量化の施策がどのぐらいまで進むかという目標、その目標を達成したときに果たして幾つの炉が必要かということで検討されております。また、組合の基本計画の中に基本方針がある

のですけれども、その5番目といたしまして、事業を実施するに当たってはその事業にかかる費用というのは住民の皆さんからの税金であることを認識して、施設整備費はもとより維持管理費も含めコスト削減と費用対効果の検討を徹底しますということで基本方針に掲げられておりますので、その辺につきましてもきちっと検討がなされると考えております。また、炉の数につきましても維持管理上どうしても必要な数というのがございますので、その辺も専門家の意見も交えましてきちっと検討されていくものと考えております。

以上です。

（菅野）環境衛生連合会の講演というのがあって、市が主催したのですよ。そこに横浜から鈴木さんという方を呼んでやりました。横浜は、ごみの分別収集の減量で炉を2つつくり直さなくてはいけないというのをやめたのです。それでもちゃんとやっていける、ごみの減量を徹底してやっているわけです。それで、全国から視察が相次いでたまらぬというので視察するのに有料にしました。金出さなければ視察受け付けないなんて言って。鴻巣の環境衛生連合会が呼んで講演をしたのです。ですから、ごみの減量というのは本当に税金の減税に即つながるということを実感しました。本も私買って持っているのですけれども、最後に1個だけ、ごみの説明をしたとき、クリアで説明をしたとき多くの方が駆けつけて、その中にあの土地が大変水が出てどうなのかという声が出ているのですが、これは簡単にクリアできているのですか。

（環境課長）候補地の選定につきましては、市内数十カ所からいろんな条件をもとにしまして一番適していると思われる場所があそこになったわけでございますので、水については確かに脆弱であるという評価はされていますけれども、それは脆弱であるならばそれに支障を来さないようにそれなりの調整池をつくるのですとか、それなりに地盤を上げてつくるのか、そういった対策をすることによって問題ないものになるものと考えております。

以上です。

（菅野）わかりました。

次は農業政策でお聞きします。済みません。今度農業政策に、先ほどお聞きして。今度農業委員会が市長の任命になりますよね、28年度から。人数は同じで役割はどう変わるのか、農業委員会。

(農業委員会事務局長)今のところ、今の農業委員さんの任期が平成30年の3月まであります。ですから、その30年の4月から新しい法律に沿いまして農業委員さんを決めていくことになりますけれども、人数のほうなのですけれども、今の人数30名おります。それを国の指示では半数ぐらいにして、その後の半数を最適化推進委員さんという方を改めて選んで、それで構成するよということに指示を受けております。

(菅野) そうすると、農業委員と最適化推進委員というのは役割がどう違うのでしょうか。

(農業委員会事務局長) 農業委員さんは、毎月定例会を行っておりますけれども、その決定権、議決権というものがございます。最適化推進委員さんにつきましては、現地で活躍していただきたいということでその役割を現場と事務の手続で分けております。

以上でございます。

(菅野) それは、出る条件の人は全部農業をやっている人の中から地域割で出てくるのか、今まで農地の番人であったわけですよ、どこの分家だのどこの駐車場、みんなわかっていて、やる人が出て農業委員を構成していたのが、首長が任命できるようになるというのなら、どういう形で任命する気かあれですけれども、30年だからちょっと先がありますけれども、今度の政府の農業改革はTPPから始まって本当に農業を解体するものではないかという気もするし、農業委員さんの果たしてきた役割というのは非常に大きいと思うのです。地域をよく知っている方がなっているわけですから。30年へ向けて今後市としてはどういう形でこの農業の中に形が変わるのを引き継いでいく気なのでしょうか。

(農業委員会事務局長) 30年の4月には市長の任命でその農業委員さんを決めます。半数になるということになりますので、地域がやはり地域ごとに1名ずつ出ておりますので、それを半分にしなければいけないというのがございます。ですから、今の農業委員さんには今度このような

制度になるということをごちらのほうから周知しまして、皆様でどのような考えで委員さんを決めていくのかというのが、まずは1人減りますので、1人減るといふか、2つの地域で1人という形になりますので、その部分ではかなり皆様に話し合っていて、その調整が必要になってくるかなと思います。それで、今度農業委員さんは過半を認定農業者にしろということを決まっておりますので、その兼ね合いもございまして、いろいろな部分で今現在の農業委員さんにいろいろと動いていただかなくてはいけないのかなと思っております。

以上でございます。

（菅野）認定農業者というのと、認定農業者がそんな農家の人の声を吸い上げて言えるほどばらっとうまいぐあいに多くの人数がいるのですか。認定農業者って何人ぐらいいるのですか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）現在私どもの産業振興課のほうで担い手の関係ということで認定農業者の方々の作業をやっている中で、現在今個人、法人を含めて175名ほどの対象者の方がいらっしゃいます。以上です。

（菅野）そうすると、そこから15名が出てくると。そうすると、法人と言いましたけれども、法人も個人と同じ立場で出れるわけですね。1人の枠として法人も出れると。個人だけということはないですよ、法人も出れるのかな。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）農業委員改革が示されている中で今農業委員会事務局長のほうからもご説明させていただきましたけれども、いわゆる半分になってしまうのですよとか、その中で認定農業者、あるいは最適化推進委員さんとかというふうな形の委員さんの名前は出ているのですけれども、実際に菅野委員さん言われるように認定農業者の方が、本当に今現在農業委員さんが活動している内容がどうなのかというふうな部分になってきますと、非常に現場のほうもそれがいいかどうかという部分ではまだなかなか問題があるかなという気がします。いわゆる今地区担ごとになっておりますので、担当地区で農業委員さん出てきていただいておりますので、そういう自分のバランス的な、地区外

のことも自分が今度担当していかなくてはならないというふうな、さっき局長のほうからの話もありましたように、非常に人数が少なくなっていく中で農業委員さん自身も身近なそういう農地の問題とか、さっき農地の番人というようなことのお話がありましたけれども、いわゆる適正な農地の関係の見張り役も農業委員さんのほうではやっていただきますので、非常にその辺が認定農業者とか、あるいはどういった部分でというふうなことの示しはされているのですが、さっきの法人的な部分でのことだと、やはり農業生産法人というふうな形で法人化している農家さんもいますけれども、その中で代表取締役とか、そういう形でやっている方が農家のおやじさんだったりしているのですけれども、そういう方が農業委員さんとして選任されてくるかどうか。ただ、法人としての部分になってしまいますとどうかなという部分で、私はその辺ちょっと今の段階ではお答えできませんので、一応認定農業者の中での法人と個人はありますけれども、取り扱いはどうなるか、今後制度の内容がより具体的に農業委員会事務局のほうに示されてくると思いますので、平成30年の4月と言いながらも平成29年度にはもうその辺の対応をしないかなくてはなりませんので、市長の任命制になっていくとかという大きなくくりの説明は聞いておりますけれども、より具体的な部分につきましては今後の国から、あるいは県からの指示に従って農業委員会のほうで対応していくと思います。

以上です。

（菅野）要するに国の言いなりの制度をそのまま地域でやれという縦の組織づくりをするということですよ。そうすると、例えば今の分家ではない、駐車場ではない、何ではないという許認可事業なんかももしかして農業委員あたりから離されて行政が直接ストレートにやるとか、そういう事業の内容そのものも変わるのか、でも鴻巣の農業でいくと五、六反の農家の方が一番多いわけですよ。それで、一番つくっているのが稲作です。それで、70、80代の方がつくっているわけです。そういう方たちが、ではそうなったとき、認定農家というのは土地をいっぱい持っていないとなれないわけですから、小さい5反や何反では。そういう

人たちは、日本の農業の中でどういう役割を担って農地を守り、環境を守るといふふうに、行政が施策をやるのか、これみんな投げ出してしまふのではないのでしょうか。機械が1個壊れたらもうやめてしまふという荒れ地になってしまうのではないかと。今も大きな農家が70町も80町も借りて1人でやっているなんていうのを聞くと、その人がぐあい悪くなって手放せばみんな農地はもとの人に返されるというわけです。1町の土地をもし返されたとしても、農地はみんな大きくしてはいませんか。大型機械が入るように大きくしているから、もとの大きさに変えるのもできないし、返されても機械なんかないからつくれないし、日本中がどうなるのかと、瑞穂の国で米ができないということになりはしないかと。日本の農業を展望してこの施策は部長どう思いますか。日本の農業の守る政策だと思いませんか。鴻巣の農家を守り、鴻巣の人々の食料を守る政策につながると思いませんか、この農業政策は。どうでしょう、今の一連の。

（環境経済部長）おっしゃることは農業の将来ということで、農業問題、日本の国の大きな問題ということで認識しています。確かに農業センサスということで就労人口、農業にかかわる人口がどんどん減っていくという数字でも出ています。その農業にかかわる農業就業者、その世代につきましても若い世代には少なくなっている。この人口の話というのは必ず将来そういった状況が生じてくるということは明白なものですから、新しく農業を始める人がふえればそれは若い就労者がふえますけれども、それはなかなかいかない現状はあります。そういった中でこれは国の施策、いろんな施策を取りかかっていると我々は考えています。日本の農業、これしっかり立て直さなくてはならないということで政府なんかも本気になってこ入れしてやっているというような状況も伺えて、このところ改革的に打ち出してきたのがこの多面的機能交付金と中間管理機構ということで、その1つの多面的機能交付金というのは、担い手だけがほ場の機能を維持していく、皆さんが、農家だった人が道路や水路やそういった排水の問題をメンテナンスをしてきた、草刈りをしてきたというのを地域で支えていきましょう、担い手の負担を減らして

いきましょう、そういったことで皆さんの共同作業としてはほ場の農業の空間、農業の地域を守っていきましょうよという制度。また、中間管理機構というのは、やはり高齢になってきた、もう農業は続けられないと、もう体力的に無理ですと、そういった方については中間管理機構がその農地を貸してくださいよと、国のほうが借り上げますよ、そしてそれを営農ができる担い手の方、そういった認定農業者の方にやってもらうと、そういったことで農地を集約化していく、そういったできる人にやっていくという形を国のほうがそこに入って、昔は農地解放ということで大地主から解放しましたけれども、その逆で皆さんのできる人にまとめていこうということでない、今の農業に関する人口の構成からすると、少ない人口でこの農業を守っていかなくてはならないということからすれば、そういった施策をやはり市としても一緒になって取り組んでいくというふうに考えます。

（菅野）部長の言っているのは、国の政策をそのまま言っていますね。それでは全然できない。埼玉県で宮代町がやはり昔から農業を中心に施策の中に据えているのです。農協の参事か何かだった人を代表にして、宮代町では畑を、田んぼをつくれなくなった人が頼めばそこで労働者として力を尽くしながら、まちが第三機関のようなものをつくって農業を大切にすると、守るといっているをやっています。宮代町でできるのだから、こんな緑豊かな鴻巣で市長がその気になれば、市長だって安養寺に住んでいるのだから農家だと思えるのですけれども、やったことあるかどうか知りませんが、できるのではないかなと思うのです。宮代町はブドウだのなんだの、野菜、果樹なんかもつくれるようになって、大変農家の方も採算合う状況で年とっても安心してやれているわけです。政府は今集約する、集約すると言うけれども、できないからただ貸したいよと言っても、そうではない、借りてくれる先がなければ当面は受け入れないというわけですね。そんな借りてくれる人がいれば誰も苦勞していない、政府に言うことないわけで、ですから宮代町でできて鴻巣でできないことはないと思うのです。一回宮代町へ行って、どういうやり方でやれば花と人形と、果樹、ナシなどもあるわけですから、高齢化の中

で政府の施策とは別枠で鴻巣市として農業の発展ができるのかという、そういう施策が出ないですか、取り組みで。

（環境経済部長）農業を活性化していく、振興していくということで、これはということで特効薬でぼんとできるようなものとはまた違うと思います。いろんなことを講じることによってその振興につながっていく、そういった少しでも振興につながっていくものが見られるとすればそういったものを行政のほうでできることはやっていくということで、一つとすればやはり販路拡大というのですか、地産地消のものを、地域でとれたものをどういったところで消費していくか、どこかのところで販売できていくか、そういった商品、生産物の流れが確保できればやはり生産者のほうの状況もよくなっていくということで振興につながっていくかなという、漠とした言い方ですけれども、そういったところを支援してつくっていくということがまた我々の仕事かなというふうに考えます。

（菅野）最後です。153ページにうまい米づくり推進事業補助金ということで特別栽培認証事業で3万2,000円組まれていますけど、これってこうのとりの伝説米のことを言っているのですか。違います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）事業名としますと特別栽培認証事業ということになっておりますけれども、いわゆるこうのとりの伝説米も含まれております。ただ、全部がこうのとりの伝説米ということではなく、いろいろ減農薬、その辺でいろいろな栽培をやっている中でお米に関しましても品種がいろいろある中で農協さんのほうが減農、農薬を使っていないというふうな認証をとれたもとに県のほうに申請をいたしまして、県のほうの認証をいただいて特別栽培認証というふうな形で認定を受けている農家さんがいるということですので、その中には伝説米も含まれているということになります。

以上です。

（菅野）これは申請すれば、条件に合っていれば何軒でも認定されると。何軒ぐらい認定されて、コウノトリの関係でこうのとりの伝説米については特別に何軒ぐらいの農家がつくっているのかわかれば数字をお願いします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 27年度の特別栽培米ということで実際に作付、栽培されている農家につきましては4軒になっております。

(菅野) 4軒とお聞きしましたがけれども、コウノトリに関してですけれども、どういうわけか年中コウノトリというところのとり伝説米になって、それが市報に大きく、給食で食べておいしかったとか、でもあれは彩のかがやきですよ。彩のかがやきはもともとおいしいお米、いいお米をすぐれた技術でつくっているわけで、それを粒をそろえただけですよ。大粒をそろえてこうのとり伝説米になると。しかも、たった4軒って小谷地方でしょう。こうのとり伝説米の畑、冬水田んぼつくった小谷の方ですよ。だから、本当に一部の方のことをあたかも鴻巣中でやっているかごとく年がら年中こうのとり伝説米、議員だった方もおられますから、彼はいつもこうのとり伝説米しゃべっていましたがけれども、私は思うのですけれども、コウノトリにこうのとり伝説米ひっかけるのはいかなものかと。たった4軒がつくって、第一今卵でも何でも、ジャガイモでもその大きさをそろえないで自然に込みでやりましょうと、それがいわゆるちゃんと生産したものが流通する道ですよというふうになっていますよね。それを逆行して粒の大きい彩のかがやきだけやって、それを炊いておいしかったなんて市報に食べているところが載っていましたけれども、みんな何の伝説かと思っけていますけれども、あれはコウノトリに絡めて年がら年中出てくるのです。コウノトリが出てくるたびに伝説米が出てくる。どう考えたっておかしいです。コウノトリ本当に飼う気なら農家全体の低農薬でやるという、無農薬ではなくても低農薬でやるという協力が必要なわけです。あんな4軒ぐらいのことをあたかも鴻巣中のように宣伝するというのはどう考えても事実とは反すると思うのです。この間コウノトリの講演会やったではないですか。私も来ました。そしたら、埼玉大学の教授という人がずっとどこかの国が環境をきれいにしたか何かから始まって、最後はこうのとり伝説米ちょこっと言いました。何でこうのとり伝説米なのかと思いましたがけれども、やはりコウノトリに関しては一部だけ取り上げていかにも成功するかのようない言分というのはおかしいし、その中になぜこうのとり伝説米が出て

くるのかと。鴻巣の米にしても、日本のお米というのは大変技術も高いし、ましてや彩のかがやなんてもともとおいしいお米と言われているのですから、少し宣伝方法を考えるべきではないかと思えます。詐欺と言われては困ります、たった4軒で。このとり伝説米買いたいと言ったらどうするのですか。お聞きします。

(環境経済部副部長) まず、このとり伝説米について若干お話しさせていただきますが、先ほどお話がありましたとおり確かに品種では彩のかがやきになります。先ほど新井副部長のほうからも話がありましたとおり、伝説米という前にいわゆる埼玉県認証米という認定を受けております。その中には彩のかがやきもあればキヌヒカリ、コシヒカリ、それから彩のきずなですか、それらの品種が認定を受けております。その中で認定を受けるに当たってはいわゆる減農薬、減化学肥料ということで、農薬を約半分以下にしないとそういう認証が受けられないということでそれらを作付をしていただいております。そういうことで鴻巣市を代表するブランド米みたいな形で認証米というような形になっています。その中で特に彩のかがやきに限り、特に単に減農薬、減化学肥料だけでなく、さらにおいしくするために通常ですと1.8ミリ以下ぐらいのふるいですか、そういったところなんです、それをこのとり伝説米は1.9ミリのふるいにかけて、より大きな粒を残したものをそろえたものが伝説米というような形になっております。ですから、通常おいしいというお米で彩のかがやきありますが、それは通常に栽培された農薬を使う、化学肥料を使う、そういうお米が通常に一般にある彩のかがやきです。それを特別栽培米ということで今お話ししたとおり減農薬、減化学肥料でつくられ、さらに粒をそろえたものがこのとり伝説米ということになっています。そういった中で通常の栽培と異なりまして、やはり減農薬、減化学肥料でつくるということはそれだけ手間がかかります。いわゆるそういった形で市内では多く彩のかがやきつくられていますが、その中で一部そういう手間暇をかけた、つくられているためにやはり耕作者が少ないというのが現状でございます。

そういった中で今回このとり伝説米を学校給食に使うということ

27年度でやらせていただいたのですが、環境に優しいお米、そういうものをやはり小さい小学生の皆さん、また中学生の皆さん、そういう方たちにも食べていただいて、いわゆる環境に優しいお米ですということで通常食べている御飯とはちょっと異なりますというような、そういう環境教育の部分も含めまして今年度2回ほどやらせていただきました。そういった中でやはり生産者の方たちと何度もお話のほうもさせていただいているのですが、部長からも話がありましたとおり、ただ単につくるだけでは農家の方は生産、所得ふえません。そういった中でやはりそういう市を代表する認証米、いわゆるこうのとりの伝説米がそうなのですが、そういった販路の拡大という部分も含めまして、今後さらに拡大できるようにまずは学校給食で活用させていただいて、そういう販路、いわゆるつくっただけで売れなければどんどん生産者は少なくなっていくと思います。そういった中で学校給食でも今回は使わせていただいてそういう販路を広げていこうと。そういった中でさらにそれを食べられた小学生の皆さん、中学生の皆さんが例えば年に1回でもそういうブランド米を購入していただいて食べていただければさらに販路も拡大します。そういった部分も含めまして、28年度につきましては今度は4回を学校給食に活用させていただくような形で予算組みのほうをさせていただいております。

どうぞよろしく申し上げます。

(菅野) 最後、そんな高い米買って食べません。だって、安い米買って食べたっておいしいもの。そんな特別大きさをそろえた米ではなくても、第一市民の皆さんからたった4軒のためにやるのかいという声も聞いていますし、普遍的に彩のかがやきの品質そのものが大変もともとおいしいお米ですから、粒が大小あったっておいしいお米ですから、そんなところにするよりも、これがコウノトリと絡んで年がら年中イメージとしてこうのとりの伝説米というと、いかにも何かコウノトリと結びつくような宣伝がされていてどう考えてもおかしいのです。埼大の先生も何か言っていました。コウじいというコウノトリの形したおじいさんが説明する形でスライドをびっぴ、びっぴやっていたではないですか。何がこう

のとり伝説米だと思ったわけですが、これってコウノトリのイメージにどう使っていこうと思っているのですか。コウノトリとどこで結びつくのかと思うのです。おかしいと思うのです。やめなさいよと言っているのです。何でコウノトリとこのとり伝説米、関係ない。

(環境経済部副部長) まず、コウノトリとの結びつきということでございますが、やはり鴻巣の地名にもなっているわけです。そういった中でいわゆる鴻巣を代表する地域ブランドとしてやはりこのとり伝説米という名称が使われているのも、それも大変PRにはなっているかなと思います。このとり伝説米ですが、先ほどお話しさせていただいたとおりいわゆる減農薬、減化学肥料で環境に優しいお米ということで埼玉県の認証も受けているものでございます。そういう環境をよくしていこうと、そういった中で環境がよくなればコウノトリもまず飼育ではなくても、現在ご存じのとおり、視察にも行かれたようにコウノトリを野外に放鳥、例えば先日、昨年ですか、野田市も放鳥しております。いわゆるそういうコウノトリが鴻巣にもいつ飛来するかも、例えばあす飛来するかもしれませんが、そういうふうにならば全国へ現在コウノトリがいろいろなところに飛来しております。近くは昨年加須市にも飛来した、また小山市にも来た。そういうことで環境がよくなればコウノトリに限らず、そういった生き物にも優しいということは人間にも優しい、そういう環境ができてくると。そういった中の一端としましてやはり減農薬、減化学肥料のこのとり伝説米、それを鴻巣市のPRとして今までやらせていただいていますし、今後もちよっとその辺はPRしながら、販路の拡大も含めて環境に優しい米づくり、また農家支援、その辺も兼ねられるのかなというふうに考えております。

以上です。

(菅野) これはだめだ。今度は部長に答えてもらいますが、要するに野田市にしても豊岡にしても無農薬だの最低限の農薬の米をつくれと言っているのではないです。鳥はどこに行くかわからないのですから、面でやると。だから、低農薬でいいと言っているわけです。特別なブランド米をつくって、これだと4軒の人しかやらないのでは特定の人利益に

もなりかねないではないですか。ほかの人だってやっているけれども、政府が1俵1万円もしないような、できない制度の施策の悪政の結果ですよ、つくればつくるほど赤字になると。そういうのでやれない中でコウノトリと結びついて環境を標榜するならどこでもつくれる低農薬の栽培をしていくというふうに施策を広げるべきだと思うのです。もともと日本はそんなに農薬を山ほど使っている国ではありませんから、もともと今の施策でもコウノトリはちゃんと飛んでいるわけです。ですから、特段伝説米だけにこだわって四、五軒しか広がらないということは今の農政の中でやり切れないということです。一旦ちゃんと1俵1万5,000円以上、1万七、八千円になれば若い人だってやれるのです。でも、やれないです。どんどん、どんどん米が下がっていくわけですから。再生産できないし、70、80の人がやっているわけですから、そのうちできなくなるなんて明らかに言われているわけですから、その中でも低農薬でやってくださいと、そういうのが筋であって、特別粒をそろえたり、特別技術を駆使してやれなどと言われても、それは広がらないと思います、鴻巣の農政では。担い手を見てごらんください。70、80ですよ、「統計このす」で見ますと。でも、稲作が一番多くつくられているわけですから、市民に一番広がる農業政策なわけですから、そこら辺を市独自で例えば他用途米用に買い入れる、今餌米などもやっているというけれども、お金を上乗せして、コウノトリを飛ばすというのに1億使う金があるのなら農家に上乗せして、ちゃんと農業再生産が少しでもできるようにすると、そういう施策とかに変えられませんか、部長。

（環境経済部長）確かに農業というものがつくったものが売れなければ採算が合わないというのは、それは生計が成り立っていないということで当然のことです。ただ、それはもう生活ですから、基本になると思います。ただ、このコウノトリの関係につきましてはやはりその中でも自然を回顧するということですか、自然を保全していく。そういったことに価値を見出していただける、そういった共感していただける方に対してはそういった農法を、減農薬、減化学肥料ということで農法が今確立されつつありますから、そういったことにやはり共鳴できる方につつま

しては今後徐々にと申しますか、広がっていくことを期待するところ
あります。先進地の例を見ますと、化学農薬というか、そういうものの
かわりに黒酢を散布して、そういった自然由来のものから農法をしてい
くという例もありますので、そういったところを見習いながら、このコ
ウノトリをシンボルとした環境の整備、そういったものに取り組んでい
く必要があるかなというふうに思います。

(菅野) 終わり。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 21 分)



(開議 午前 10 時 36 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) では、本日もマスクしたまま失礼します。それでは、簡潔に質
疑をさせていただきます。

19ページの歳入、市民税の1、個人分と2、法人分、個人においては前
年度よりも0.4%増、法人分は前年度よりマイナス0.9%ときのう説明あ
ったわけなのですが、この個人分、法人分の見込みの判断根拠について
お聞きをいたします。

(市民税課長) まず、個人住民税のほうからになりますけれども、資料
等を拝見しまして、ことしの給与の伸びということで大体おおむね1%
というふうにいるんな資料の中でありまして、そのことから1%ふえる
ことで大体0.数%、ここでいうと0.4%増ということですので、その値
をプラス0.4%ということにいたしました。

法人市民税のほうなのですけれども、税制改正の影響です。法人住民税
の法人税割の引き下げがございました。それと、また法人実効税率、法
人税率の引き下げもございまして、その影響額ということで税制改正に
よる影響額がおおむね9,050万円を見込みました。そして、法人税率の引
き下げによる影響額のほうがこれが2,850万円、この合計が約1億
1,900万円という大きな金額になっておるのですけれども、これが来年
度、28年度の予算に影響が出るだろうと見込みましてこのような数字に

なりました。

以上でございます。

(羽鳥) 法人分のほうは、大変よくわかったのですが、個人分のほうなのですが、アベノミクスが非常に好調というか、順調に進んでいるはずだったわけなのですが、去年の終わりごろから実体経済、非常に悪いことが数字として出てきました。そういうところを見ますと、実際私も鴻巣市内、また市外の方と話ししても、非常に景気のいい方とお会いしたことないのです。うわさによるととか、知り合いで景気のいい人がいるよという話聞くのですが、実際になかなかお会いできない、お会いすることがまれであるという状況であるわけなのです。そういうことを考えますと、鴻巣市においても個人分の市民税、非常に安定して入ってくるのか、また今説明を聞いて、実質1%の伸びがあるだろうという算出根拠があるのはわかったわけなのですが、これ前年度、前々年度を参考にしてみて大体見込み額と差異はないわけなのですか。

(市民税課長) 前年度、前々年度、ぴたりとはいきませんが、おおむね見込みのとおりになっております。ですので、勤労統計調査という資料であるとか、あるいは月間の賃金の伸びの統計資料もございしますが、そちらの数字を参考として使いまして、繰り返しになりますけれども、1%の増ということになりますので、税金に影響する金額につきましては0.4%程度の増と見込んだところでございます。

以上です。

(羽鳥) 重ね重ね申し上げるのですが、非常に所得が伸びる要素が今現場で見えてこない。その理由としてやはり今円高になってきたところがあるのですが、非常に円安が続いたわけですから、それによって輸入食品、輸入物が非常に円安の成果で日本に入ってくるものが上がってしまったということで、これほど物価が上がるような家庭から見たらイメージでお金が出てしまうというので非常に回転している中としては悪い経済状況だというのが生活していて実際感じております。そういうこともあったので、大変心配してこれをお聞きしたわけなのですが、順調に税収が上がることをこれは期待せざるを得ない状況でありますので、それを確

認した上で次の質問に移らさせていただきます。

次が44ページ、目4の農林水産業費の県補助金なのですが、その中の農業委員会交付金等の部分なのですが、ここで農業委員会、均等割、農家数割、農地面積割が出ているのですが、鴻巣市の農家数、農地面積、できましたら3地区ございいますので、旧3地区で割り当てができればそれをお聞きいたしたいと思います。

(農業委員会事務局長) 済みません。こちらの数字は今押さえておりませんので、後日またご報告させていただきます。

(羽鳥) 全体の数字もちょっとわからないでしょうか。これをあえて聞いたのは、県のほうでこういう農家数割、農地面積割というのが出ているということは、その数字が県のほうに把握しているわけですよね。それを確認した上でちょっと次の話を、質疑をしようと思ったものですから。

(農業委員会事務局長) そちらの数字は、逐一調査報告をしておりますので、出ております。済みません。また後で確認させていただきたいと思います。今ちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

(羽鳥) ちょっと前質問者の質問のほうにも関係するわけなのですが、農業委員会のほうの制度も今年度から変わるわけですよね。まずもって、先ほどの説明でもある程度私も把握したつもりなのですが、今の委員さんの任期が平成30年の3月までということなので、それまでは現行のままでもよろしいのでしょうか。

(農業委員会事務局長) はい、現行のままです。

(羽鳥) そうしますと、今現在30名の農業委員さんがいるわけなのですが、その30人の方が鴻巣市内の農地を保全していただいているというふうに理解するわけなのですが、合併前から比べれば約3分の1になったわけでしょうから、その約3分の1になって非常に、農地は偏った部分であるわけなのですが、その30人の中でしっかりと農地を保全する、なかなか大変な仕事だと思っておったのです。これが次の制度においては実質半分になってしまう、補助委員という形の制度もあるようなのですが、そのような形でこのまま農地が保存できていけるのかをちょっと質

問させていただきます。

（農業委員会事務局長）国の政策としましては、現在の農業委員さんの役割を2つに分け、現地の活躍を、今度新しく最適化推進委員さんという方をつくりましますけれども、そちらの方に現場をやっていただくというところで、役割を分けるというところで、それぞれの今兼ねている部分を別々にすることで強化していくという国の政策だと思われまます。以上でございます。

（羽鳥）農地保全というのは非常に今シンプルというか、原点に戻る形であくまでも農地をいい形で保全していくということなのでしょうが、それを分担するような形になるというと逆に我々にとってもわかりづらいなと思うし、国の持っていく方向性が現場の市町村においてはなかなか見えづらい部分があるように思えるのですが、その点いかがでしょうか。

（農業委員会事務局長）私もそれは感じております。ただ、農業委員さんが今度半数になるということで役割が変わるという意味ではかなり今の農業委員さんも困惑しているところだと思います。ただ、今かなり耕作放棄地、遊休農地がふえている状況でございますので、やはり現場のほうを、かなりそこのところを重要視しているのだと思います。以上でございます。

（羽鳥）やはり合併して10年なのですが、合併したことによって1市2町、大変エリアが広くなりました。そういう点で農地の耕作放棄地、そういうのができてしまっても、その地元の農業委員さんがなかなか把握しづらい。できれば市役所のほうから何回か見回りしてもらって、この農地はずっと放っておかれていますと、そういうふうに敏感に把握するようなシステムがあればいいわけなのですが、今はやはり農業委員会、農業委員さんのほうに依存し切ってしまうている、そういう状況だと思います。今後はもうやはり米の値段もことしどうなるかわからない状況ですし、TPPも本格的に始動すればどんどん日本の農業は窮地に陥るのは確かなことでございますから、そういう点における防衛の体制を鴻巣市の農政部門として早目に構築しておかなければいけないという

ふうに思っておるわけです。そういう点において、鴻巣市の農業委員会の独自性というものは何か見出すことはできるのでしょうか。

（農業委員会事務局長）現在農業委員さんとともに農地パトロールを行っております。さらに、窓口にかなり今自分の農地が耕せないということで相談も毎日受けておる状況でございます。その状況を私どもは毎月の定例会に皆様に個人的に、地域ごとに農業委員さんいらっしゃっておりますので、その地区の農業委員さんにお聞きして、その地区に帰ったときにまた誰か耕す人はいないかどうかという作業も行っております。それで、実際担い手の方が耕作することになったりですとか、農業委員さんご本人が私がやりますということをやっていたりですとか、かなりその部分では解消しているのではないかなと思っております。以上でございます。

（羽鳥）私のほうも農業のほうは本当に振興地域という形で周りからも思われているのですが、実際はやはり農業をやっていた方、主軸の方がもう60の後半から80代、そういう方たちなのです。その方たちはもう絶対に後継者、自分の子どもたちには農業を勧めることはしません。それを遠慮しています。それは、もう目に見えて確かですから、明らかですから。そういう状況で今やっている方たち、60代、70代、80代の方が元気うちに農地を何とかしたいと、そういう状況で結構多くの方がいらっしゃるわけです。やはり農地を大事にしたいのはよくわかるのですが、大事にするにはどうしたらいいかと。なかなか農業委員会のほうに相談するというのをしようというのは余りケースとして見えないのです。ですから、農業委員会のほうにもっともっと気軽に、手軽に相談できるような、そういう門戸を開くような方法というのではないのでしょうか。

（農業委員会事務局長）現在職員3名で対応しておりますけれども、お客様の数はかなりございます。周知というところの部分ですと、農家さんの世帯に周知しているところがございますので、一般の家庭の方ですとそういった部分では耳に入らないのかもしれませんが、農家の方の間では農地を保全するために、草が生えるとどうしても周りに、周辺の方にはかなりご迷惑をおかけするというところで、もう自分ではできない

という形になりますと、かなりすぐ来られる方というのは多いです。ただ、周辺の方とコミュニケーションとれない方も中にはいらっしゃいますので、そういった方のところというのが相談にも来ないし、すぐ遊休農地になってしまっていて、こちらがアクションを起こして連絡をしても、お話もできないという状況はございます。

以上でございます。

(羽鳥) ですから、私も今結構まだ五体満足な施主の方が、施主というか、農家の方がいらっしゃって、これも5年後、10年後どうなるかわからない、子どもたちに農地を任せるわけにもいかないということを真剣に悩まれている方が思いのほか多かったのです。そういう方たちが今どういう形で次のアクションを起こそうかという岐路に立っているものですから、そのときにぜひとも行政においてはこの農業委員会の場所を大いに活用していただいて、次の岐路、選択肢を選んでいただきたいというふうに思っておるわけなのです。そういう点においては本当に農業委員さん、私も20年間見ているのですが、20年前と全く違って今は農業委員さんいろいろと大変ですよ。ちゃんと毎日毎日の活動計画も書いた上で何か報告しなくてはいけないとか聞いて私もびっくりしておるのですが、今までの農業委員さんよりもはるかに大変なお仕事だなというふうに思っておりますし、地域においては農業のリーダーとしてやはり方向性を見出す、そういう使命もあると思いますので、そういう点事務局のほうでもしっかりとサポートをしていただきたいと思っております。それでは次に、50ページ、款20の諸収入の中の1、延滞金、こちらが前年度よりも300万円ふえて2,300万円となっておりますので、その数字の伸びについてお聞きをいたします。

(収税対策室対策室長) まず、延滞金のここ何年かの推移を説明させていただきますと、一般会計ですけれども、24年度が3,255万7,365、25年度が3,875万6,202、26年度が3,776万923、今年度が今1月現在で3,193万7,974となっております。実際入ってきている延滞金の額はこれだけ入ってきているわけなのですけれども、前年が2,000万でしたので、当然ちょっと実態とそぐわない部分もありまして、今回300万円を増額させていた

だいたわけなのですけれども、実質延滞金は水物と言われていまして、なかなか把握というのが困難でありまして、それとあと委員さん皆様にご存じだと思っておりますけれども、25年の税制改正で延滞金の利率が1カ月より後の部分が14.6%、これが昭和38年から続いていた率なのですけれども、それが9.1%ということで下がったわけなのですけれども、そんな部分というのがどれだけ影響するかという部分もあるのですけれども、これについてはまだ25年12月31日までの納期分については従前の14.6%の利率がかかってしまうものですから、26年1月1日以降について9.1、9.2、最初は9.2だったのですけれども、今は9.1なのですけれども、その部分で減ったわけなのですけれども、まだその部分の影響というのは余り出てきていない。だから、これから少しずつ減ってくると思うのですけれども、まだ今のところは3,000万円台で推移しているというのが現状であります。ですので、今回300万円、少しでも実態に近づけるために増額をさせていただいたわけですね。それと、今先ほど私が申し上げた延滞金の28年1月現在なのですけれども、ちょっと訂正させてください。3,191万7,974が1月末現在の延滞金の歳入の額でございます。以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、当初予算300万上がったわけなのですが、あくまでも実態に合わせるということで、延滞のお金がたくさんかかるような景気の悪さが前提にあるというわけではないということによろしいのですね。では、この点は結構です。

それでは次、54ページ、中段よりも下のところの広報紙、広告掲載料について360万円ございますが、その内容についてまずお聞きをいたします。

(何事か声あり)

(羽鳥) 失礼しました。その下ですか、広告掲載料ですか、これの1万5,000円、それについてまずお聞きいたします。

(環境課長) こちらの広告料につきましては、粗大ごみの処理券がございまして、この粗大ごみの処理券の中に有料広告を入れておりまして、そこの分の歳入でございます。

以上です。

(羽鳥) お聞きしたかったのがどのようにこれ広告掲載の募集をかけるのでしょうか。

(環境課長) 現在のところは、広報紙と同じように募集しているわけではなくて、リサイクル事業協同組合さんに掲載をお願いしているところでございます。

(羽鳥) そうしますと、業者も結構数がありますので、私のところ、私のところでそういうふうに募集が重なるような形にはならないのでしょうか。

(環境課長) 現在のところ、そういう混乱のようなものはございません。

(羽鳥) では、必要な数というか、掲載面積に必要な数だけちょうどあてがえることができるという状況でよろしいのですね。

そうしますと、55ページの款20の一番上のところの広告放映料70万2,000円なのですが、この内容についてお聞きいたします。

(市民課長) これは、広告放映用モニターが市民課の待合のところに…モニターに映している広告の放映料になります。実際電気料と土地建物の行政財産使用料と保険等合計した金額で算定しております。27年4月の契約書で3万9,194円ということで歳入しておりますので、その分を3万9,000円計上しております。

失礼しました。訂正させてください。放映料のほうですね、設置料ではなくて。市民課と吹上支所と川里支所3カ所に設けておりますモニターの広告放映料でございます。広告を募りまして、オサダ(長田)(P.36「ナガタ」に発言訂正あり) 広告株式会社というところが企業から広告を募集して、それを審査いたしまして許可をした上で放映をしております。現在14社ございまして、市内の業者が多いのですけれども、企業が多いのですけれども、広告を、15秒単位がほとんどなのですが、放映させていただいております。月額が5万8,500円、これ3カ所合計になります。協定書を締結しておりまして、放映しておりまして、年間が70万2,000円の放映料になります。

以上です。

(羽鳥) この広告の中に不適切といたしますか、余り行政のモニターの広告では合わないというか、そぐわないものがあった場合にはどうされるのかお聞きをいたします。

(市民課長) 審査の段階で広報担当のほうでも事前に見ております。なので、市民課に回ってくる時にはほとんどそういったことで広告をしてはいけないというような規定のものは抜かれておりますので、市民課に来ている審査をする段階ではほとんどそういった不適切なものは見られないように思われます。現在不動産とか行政書士、それから病院等がほとんどなので、市民の役には立っている広告であると思われます。以上です。

(羽鳥) この広告放映なのですが、人気のほうはどうなのでしょう。結構人気は出ていますか。

(市民課長) 人気というところでは、特にお客様の反響を聞いたことはございませんが、実は広告の合間に鴻巣市からの行政のお知らせも入っております。そういったものがほとんど注目されている部分であって、子どもクリニックとかという小児科の広告等があるのですけれども、そういうところがあるのだという話は聞いたことはございますが、人気というところではどの広告が一番人気があるとか、そういうのは調査をしております。

(羽鳥) 人気というのは、結局このモニター広告が、ぜひともうちのほうもやってほしい、やってほしいというふうに、そういう意味での人気が出ておるかということをお聞きしております。

(市民課長) 特に会社のほうからは聞いておりません。要望があった企業から広告代を取って、こちらに掲載を依頼してきているという状態です。

(羽鳥) そうしますと、1年間で70万2,000円は確実に実入りとしてあるというふうに理解していいのですね。

(市民課長) これは、協定書を締結しておりますので、必ず入ってきます。

1つ訂正を済みません。先ほどオサダ(長田)と申しましたが、会社で

すね、オサダ（長田）広告ではなくナガタ（長田）広告になります。申しわけありませんでした。

（羽鳥）それでは次に、72ページ、一番下のところの花のボランティア育成活動事業209万8,000円、この内容についてまずお聞きいたします。

（観光戦略課長）209万8,000円の内容でございますが、主なものとしまして消耗品費が200万円ということで、これにつきましては花壇植栽時の花苗の購入費に当たります。こういったところに植栽をしているかと申しますと、市役所の入り口の玄関前ですとか、あるいは鴻巣東口の駅前ロータリー、陸上競技場の道路脇の花壇ですとか、あるいは市の代替地が一部ございます。駅前の中山道と駅前通りのところに当たりますが、そういったところの植栽費用、それとあと作業用の消耗品です。軍手ですとかスコップですとか鎌等、こういったものを購入するための費用として200万円。あと、記念品が7万2,000円ほど計上してありますが、これはボランティアさんが、一応基準がありまして、その基準をクリアした方に記念品として花の寄せ植えみたいなものをプレゼントしたりとかしていますので、そのための費用として計上してあるものでございます。あと、保険料です。これは、ボランティアでやっていますので、事故があった場合のときの保険料として2万6,000円計上しております。

以上です。

（羽鳥）このボランティアのほうの募集などはどうやったのでしょうか。それと、活動の回数をお聞きいたします。

（観光戦略課長）平成27年の4月1日現在でボランティアの方が一応個人が64名、団体が6団体で52名ほど今おります。募集につきましては、随時観光戦略課のほうで受け付けをしているような状況です。

活動でございますが、花植え、除草等で今年度27回です。

以上です。

（羽鳥）大変ありがたい方々なのですが、このボランティアの輪をもっともっと広げていただきたいなと本当に希望するのですが、28年度においてはこのボランティアのほうの啓蒙というか、より多くのボランティアをふやす方法というのは何か考えられていますか。

（観光戦略課長）このボランティアなのですけれども、非常に実はこれ個人個人が自主的に出ていただくという状況でして、と申しますのは例えば何月何日の何時からどこどこで花植えを行いますということをボランティアさん宛て全てに郵送で文書を流します。それで、それを見た方が自分の都合のつく方のみが出ていただけるという状況なので、仮に全員の64名の方に出しても、当日ふたをあけてみたら5人しか来なかったとかというような実情も実際ございます。特に夏場の暑い時期とかはそういう状況が結構見受けられます。そういう中で観光戦略課としましてもそのボランティアをもうちょっと組織化できないかということで、一応そういった課題も抱えているのが現状です。できれば例えばボランティアの方を組織化して、そのうちの1人、2人に連絡すればそれが流れて、そこで例えばいついつは何人必要ですから、それでお願いしますという状況になれば一番いいというふうに考えておる状況です。唯一吹上地域だけは中心になっている方がいらっしやいまして、その方に連絡を差し上げますと一応その方が仕切ってくれてやっていただけるというような、組織に近いような形ができているのが今のところの現状です。以上です。

（羽鳥）やっぱり時流に合わせて、今郵送で連絡するというように聞いたのですが、ボランティアで気軽に参加してもらおうという形で、今伝達手段はやはり携帯ですから、スマートフォンでラインとか、そういうのを使って臨機応変にこういう会合がありますよと、そのとき皆さん集まって植栽してくださいというふうな形ができるのが理想だとやっぱり思っておりますので、ぜひともそういう形も今後選択肢として入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（観光戦略課長）実際メール等での連絡も行っておりますが、何分高齢者の方が多い実情もございまして、そこがなかなか浸透しない現状がございまして。ですから、今も郵送というお話を申し上げましたけれども、郵送と、あとメール登録していらっしやるボランティアの皆様にはメールでもあわせて通知のほうを差し上げて、現在もやっております。以上です。

(羽鳥) ぜひとも門戸を開いていただいで、より多くのボランティアが集まってくれようように働きかけをよろしくお願ひしたいと思っております。

では、次の78ページ、ちょうど真ん中のところの未来議会開催事業なのですが、今年度というか、28年度が未来議会の開催の年なのですが、この事業におきまして中学生が参加されるわけなのですが、どのような成果が上がるのか、またどのような成果を狙っているのかをお聞ひいたします。

(やさしさ支援課長) 未来議会の狙いなのですがけれども、広く地方自治のあり方、議会、そして行政のあり方について学んでいただくとともに、鴻巣市に住んでいる以上鴻巣市に愛着を持っていただきたい。いろいろな行政課題があります。そういったものを発見していただいで、そこでまた意見を述べていただいくことによってよりよいまちづくりに生かそうという一つの狙いがあるわけなのですがけれども、それから将来を担う子どもたちですので、これをもとに大きく成長していただきたいということも考えております。

以上です。

(羽鳥) 私も真面目に傍聴に行っておるのですが、大変すばらしい将来性のある子どもたちの弁をお聞ひしました。本議会よりもレベルが高い部分があるのではないかといいぐらい感心したものなのですが、その貴重な経験議場でされて、その中学生が各学校から派遣されてくるわけなのですが、その学校に戻ってから何かフィードバックするか、何か反映するかといったらなかなかそれが見えないのです。本人だけの達成感で終わってしまうというのではちよつともったいないなと思いいぐらいすばらしい質問をされて帰っていくわけなのですから、ぜひとも各学校においても未来議会やってきましたと、一般質問やってきましたといいいのを披露するような場所とか、またはそれをやってきました実績を報告するような場所が今までなかったのでしょうか。

(やさしさ支援課長) これは、学校の教育の場の問題ですから、こちらでは何とも申し上げられませんが、個々の学校によってまた対応も違つ

ているかなというふうに思いますが、できることならばほかの生徒さんたちにもいい影響を与える意味で、刺激を与える意味でそういう発表の場があったらいいのかなというふうにこちらでは考えております。

以上です。

（羽鳥）所管が違ってしまふということでは最後は終わってしまうかと思っただけですが、随行で担任の先生が何人か一緒にいらっしゃるのです、傍聴のほうで私見ていたら。そういう方たちが多分写真の1枚や2枚をきつと学校だよりか何かに載っけて、それで終わってしまうのかとは思いますが、相当な思いをしてやはり子どもたち、生徒たちは未来議会に出てくると思うのです。登壇して大変貴重な経験をするわけなのでから、それをぜひとも各学校において仲間たちにこういう場所があるのだと、周りのほうも学校の代表として行くわけですから、多少の関心はあるでしょうから、そういう形で学校にまで伝播するような、そういう未来議会にしていただかないとただのセレモニーで終わってしまう、単発で終わってしまうというふうに思いますので、隔年やるわけなのでから、ぜひともそういう根の張った形の未来議会になるように今後検討いただきたいと思っております。

（やさしさ支援課長）大変貴重なご意見ありがとうございます。これにつきましては、教育委員会と協議の上、今後の運営に生かしていきたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）では、139ページの真ん中のところの環境衛生委員活動事業についてお聞きしたいのですが、今環境衛生委員さん何人いるのかと、それとともに報奨金出ておりますが、1人当たりお幾らか確認をさせていただきます。

（環境課長）環境衛生委員さんが735名、1人当たりの報奨金が8,000円でございます。

（羽鳥）ちょっと私も経験させていただいて、大変すばらしいお仕事だと思ったのですが、各団体として連絡会がございますよね。その中でこの報奨金8,000円をその連絡会の中でプールしてしまうとか、そういうこ

とが多々あると思うのです。これは、各連絡会の運営方針かもしれないので、ここまでは行政のほうからは指導というか、助言はできないのでしょうか。

（環境課長）報奨金をお出しした後につきましては、各団体さん、連絡会さんによって使い方違うと思いますので、そこから先につきましてはこちらではこういうふうに使ってくださいというのは言えないところでございます。

（羽鳥）といいますのも各連絡会によっていろいろと方針や、また管理する面積、また環境が違うので、これはいたし方がないかなと思っておりますが、1つ私が経験させてもらって疑問が生じておったのが、やはりどの地域においても不法ごみ、袋は使っていても、めちゃくちゃなものが入っていると、全く違う袋でとんでもないごみが集積所に出されてしまう、そういうことって絶対あるわけなのです。この衛生委員会のほうの連絡会のほうでは、そういう不法ごみの処理費用ってなかなか計上していないのです。私の理想としては、報奨金を少しプールしたお金でその不法ごみの処理費用に充てるとか、それは非常に建設的でいいなと思うのですが、実際そこまでの余裕がどこの連絡会にもないと思うのです。その点において、不法ごみの処理についてどのように担当部署は考えられているかをお聞きいたします。

（環境課長）集積所に出されます不法ごみ、違反ごみとかというふうに言っているのですけれども、それにつきましては従来まではあくまでも集積所の管理は管理される、使用される自治会ですとか、そういった団体の皆さんでの管理ですので、不法に投棄されたごみも皆さんで処分してくださいというのが従来のやり方だったのですが、やはりそれは数が非常にふえてきておりますし、負担も多くなってまいります。また、それが放置されますとさらに余計な不法投棄も招いてしまうようなことがございますので、今の考え方といたしましては、まずは違反シールを張っていただいて、ある程度出してしまった方にこれは違反ですよということを周知させていただいて、それでも片づけていただけない場合は連絡をいただきまして、市のほうでそれは処分させていただいております。

以上です。

(羽鳥)うちのほうも新しく引っ越してきた方がいらっしゃるのですが、どうやら時期的にその新しく引っ越してきた方が出されている可能性があるなというふうにはちょっと私も見て、今衛生委員ではないので、OBとして見ておるのですが、引っ越してきたときには住民票の届け出のときにそういう関連の説明はあるのですよね、環境課のほうから。

(環境課長) 転入された方には、まず市民課さんのほうで手続をしていただいて、それとごみの分別マニュアルと、それからごみの早見表を渡していただきまして、環境課のほうで説明を聞いてくださいということでご案内していただいているところでございます。

(羽鳥) その説明というのは実際に行われているのでしょうか。というのは、5分ぐらいまだ新しい住民の方が聞いてくれればありがたいのですが、その5分を割いてくれるかどうかはわからないですし、非常に鴻巣市分別が細かいですし、これは精神的な分野だと私は思っておるのですが、それになかなか対応できない新しい住民の方というのがいらっしゃるようなのです。その説明はしっかりとされておりますか。

(環境課長) 窓口に来られた方にはもう一度パンフレットをお出ししてご説明をしているところなのですが、特に県南の方面から転入された方につきましてはかなり分別の内容が違うというところで、なかなかその場で説明しましても、戻って実際に出すときになるとまたわからなくなってしまうとか、そういうこともあるようなのですが、もちろんなるべくわかるように時間を割いて説明をしているところでございます。

以上です。

(羽鳥) では、最後に確認なのですが、私不法ごみと言ってしまおうのですが、その違反のごみ、結構うちなんかは市と市の境のところなものですから、下手すると全く外部から持ってくる方もいらっしゃるのです。そのニュアンスがちょっといろいろとそのごみを見ましてあるものですから、そういうごみも同じく処分いただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(環境課長) 今おっしゃられたように通行人が出してしまったりとか、その集積所を管理している、使用している以外の人が出してしまうということもかなりご相談があるのが事実でございます。そういったごみにつきましても先ほどの違反ごみの説明と同様でございます。まず違反シールを張っていただいて1週間程度置いていただいて、それでも除去されない場合は市の環境課のほうへご連絡をいただいて、それをこちらで回収させていただくと、そういうことでやらせていただいております。以上です。

(羽鳥) それでは、147ページの下の方の路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て防止事業について、内容についてお聞きいたします。

(環境課長) こちらの事業につきましては、まず消耗品といたしまして路上喫煙やポイ捨てを防止するための啓発用のティッシュです。これを購入させていただくように考えております。それから、修繕料といたしまして路上のパトロールに使っております自転車の部品の修理代、これを計上させていただきました。それと、一番大きい委託料でございますが、これは現在路上喫煙禁止区域が設定されております鴻巣駅の東口、それと北鴻巣駅、吹上駅の路上巡回の委託料を計上させていただいております。

以上です。

(羽鳥) この委託業務の中でトラブルというか、いろいろ指導しなくてはいけないわけなのですが、やはりなかなか指摘すると怒られる方々もいらっしゃると思うのですが、そういう何か具体的なトラブルというのはいりましたでしょうか。

(環境課長) 条例制定をしたころは、そのようなトラブルもあったというふうには伺っておりますが、ここ最近はそのようなことは一切聞いてはおりません。

以上です。

(羽鳥) このポイ捨て防止事業においては、ペナルティーか何かありませんでしたっけ。それちょっと確認します。

(環境課長) 2,000円の過料がございます。

以上です。

(羽鳥) これ実際に適用されたことというのはあるのでしょうか。

(環境課長) 今のところございません。

(羽鳥) そうしますと、実際にこの重点区域の指導委託料というのは、ほとんどごみの掃除で終わってしまう形になってしまうのでしょうか。それとも、やはりそういう方たちがいることによってポイ捨てが抑えられる、こういう効果のほうがまた大きいのでしょうか。それをお聞きいたします。

(環境課長) 実際路上喫煙している方に注意もきちんとやっております。そして、ごみを拾うことも当然やっておりますので、またわかりやすいような緑色のベストを着用しておりますので、かなりそれは抑止になっていると考えております。

以上です。

(羽鳥) では、この点で最後にお聞きするのですが、この3カ所のエリア以外は今のところ新しいエリアをつくろうとか、そういうことは検討されていないのでしょうか。

(環境課長) 先ほど申しましたように現在指定されているのは鴻巣駅東口の路上喫煙禁止区域、それと同じく東口の環境美化重点区域が指定されている状況でございます。今の予定では、平成28年度に残りにつきまして鴻巣駅の西口、それから北鴻巣駅の東口と西口、それから吹上駅の北口と南口、鴻巣駅3駅全部について禁止区域を指定する予定でございます。

以上です。

(羽鳥) わかりました。

それでは、149ページ、一番最後の項目の勤労者福利厚生支援事業の真ん中の部分なのですが、勤労者福祉事業助成金、ちょっと私わからないので、これをお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) こちらの補助事業につきましてははですけれども、組合的な形で連合埼玉の県央地域協議会の活動に対しましての助成というふうなことで、一応組合さんのほうの埼玉土建と建設

国保組合とかというふうな団体への補助金的な形でやっている状況でございます。

以上です。

（羽鳥）これは、何年ぐらい続く助成金なのでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）継続していくのがいつまでかということですが、私のほうでもこれはやはり労組団体とかその辺の要望の中から予算どりをしているというような形になっていると思います。やはりこれらの支援をしていくことによりまして、それぞれの組合さんのほうの活動の一助になっているかと思しますので、いつまでとかということは……

（羽鳥）いつからやっているのかなと思ったので。相当歴史のある助成金なのですか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）申しわけございませんが、いつからというのはちょっと確認はしていないのですが、やはり古くからの組合員さんのほうの要望ということで予算どりをしている状況でございます。

以上です。

（羽鳥）十分です。わかりました。

それでは、161ページ、上の段の13、諸委託料なのですが、この4点、フラワーアレンジメント活用事業委託料、花壇整備委託料、まちなか花装飾管理委託料、公共花壇灌水等維持管理業務委託料、この4点をまとめてお聞きいたします。

（観光戦略課長）花かおりPR事業のところよろしいですか。

（羽鳥）はい。161ページです。

（観光戦略課長）まず、フラワーアレンジメント活用事業の委託料でございますが、これは花のまちのPRのために戸田競艇等に出店をしていますけれども、そのときの花のモニュメントを設置するための委託料と、それとあとフラワーアレンジメント製作のための委託料です。フラワーアレンジメントにつきましては、市内各所に配置して花のまち鴻巣をPRするために一応事業として行っているものでございます。

それから、花壇整備委託料につきましては、鴻巣駅西口広場、それから吹上駅北口広場、同じく南口広場、それと北鴻巣駅の東口広場、それとあと神明交差点の空き地の花壇の関係のものと、それから広域交流拠点の花壇整備ということで、これは茜通りですとか市道等の沿線にある花壇になりますが、こういったところでは、それとあと、ひだまりパークの花壇整備の委託関係と、あと駅前の市街地代替、先ほども申し上げました中山道と駅通りのところの交差点のところの清掃業務等の委託です。

それとあと、まちなか花装飾事業につきましては、これも鴻巣駅東口のロータリーのハンギングバスケット関係、それとあと西口駅前の同じくバスケット、それとあと北口の花明かりというか、街路灯につけてあります装飾です。それとあと、それにかかわります経費等の関係の委託料になります。

以上でございます。

（羽鳥） ちょっと4点まとめてお聞きしてしまうのですが、非常にやっぱり費用のかかる事業だと思っておるのですが、これはプロの方にお願いをしているわけですね。そうしますと、やはり多分継続して同じ方をお願いしていると思うのですが、それを入札というのなんですか、同じ業者でもう少し頑張れないかという形で年度年度検討できないものかお聞きをいたします。

（観光戦略課長） これは、確かに随契で行っているものもございしますが、物によっては入札によって発注しております。この中で花壇整備委託料につきましては、これはたしか入札で区域を決めて現在も行っております。ハンギングバスケット関係につきましては、これつくれる業者が限られておりますので、これにつきましては随契という形での発注になっております。

以上でございます。

（羽鳥） このハンギングバスケットは、電柱とかに取りつける製品ですよ。

（観光戦略課長） ハンギングバスケットは、壁に下げたりですとか、あ

るいは街路灯につり下げたりとかしているものもあります。つり下げ型のものと、あとハンガータイプのものがございます。

以上です。

（羽鳥）非常に見えやすいところに飾っていただいております、鴻巣らしいなと思っているのですが、これはやはりずっと飾ってあるので、結構容器が古くなるのも早いですよね。そういうもののメンテナンスとかもしっかり受けていただいているのですか。

（観光戦略課長）メンテナンスにつきましても設置している業者をお願いをしまして、咲き終わった花の摘み取りですとか、あるいは散水等も行っております。

以上です。

（羽鳥）この散水はほぼ毎日でしょうか、週に三、四回でしょうか。

（観光戦略課長）夏場に関しましては、ほぼ毎日になっているかと思えます。ただ、盛夏時というか、真夏の時期は花がもちませんので、ハンギングバスケットも設置しておらない状況でございます。

以上です。

（羽鳥）花壇整備委託料のほうなのですが、私もよく拝見していると、よく整備されているなどいつも感心しておるのですが、そういう点においてももうなくてはならない大事な事業だと思っておりますので、しっかりと管理、委託をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、同じく161ページの観光振興事業165万1,000円の事業内容について最後にお聞きをいたします。

（観光戦略課長）観光振興事業の詳細でございますが、まず順番に申し上げます。まず、8節の報償費でございますが、これにつきましては観光モニターの皆様への記念品の費用になります。

それとあと、旅費につきましては、友好都市の金山町への職員派遣の関係ですとか、あるいは同じく観光協会が友好提携をしております沼田市ですとか、あるいは上田市等との友好関係の旅費の関係になります。

それと、次の需用費でございますが、まず消耗品に関しましては観光PRに使えます例えばポスターとか、あるいは横断幕等を使いますので、

そういったロール紙等の紙代、それからアンケートをイベントごとに実施しておりますので、その回答者への粗品代、これは花の種を主に差し上げていますけれども、そういったものの代金、それとあとひなちゃんサポーターズクラブのやはり記念品です。イベントにボランティア参加してくださった方が回数重ねると、そういったちょっとした記念品を差し上げております。そういったものです。

それとあと、28年度は観光大使がまた任命、更新になりますので、そのときの費用が一応計上されております。

それと、印刷製本費に関しましては川幅うどんのマップですとか観光「このす」、それから中山道の歴史マップ等の印刷製本、それとあと観光大使のポスター代が主なものとなっております。

次の12節の役務費でございますが、これはサポーターズクラブへの通知案内ですとか、そういった形の郵券料、それとあと観光モニターの方への記念品の送料、それとあとひなちゃんサポーターズクラブの活動保険がこの役務費の内訳になります。

次の14節の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたけれども、旅費とも連動しますけれども、友好都市関係へ行く場合の有料道路の使用料と、それとあとイベントのときの会場の借上料、使用料が主なものです。

それとあと、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、これは外国人観光誘致推進協議会の負担金となっております。

以上でございます。

（羽鳥）そうしますと、この外国人観光客誘致推進協議会負担金というのが5万円あるのですが、やはりもうオリンピックも近いですし、外国人の方、ぜひとも鴻巣市に来ていただきたいと、寄っていただきたいと思うわけなのですが、この協議会に入っておられて、何か栄養となるものがあつたでしょうか。

（観光戦略課長）これは、平成23年の7月に設立をされまして、埼玉県と県内の23市町村が会員として構成されておりますけれども、外国語観光パンフレットの作成ですとか、あるいは上海ビジネスサポートセンタ

一を活用した誘致の事業等をこの協議会の中で一応行っているとのこと
でございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、これからの4年間でこの協議会も利用した形で、
鴻巣市どのような戦略を展開していくのでしょうか。

(観光戦略課長) 27年度に関しましてもここでいろいろパンフレット等
をつくりまして、その中に鴻巣に関するPR等もさせていただいており
ます。今後オリンピックの時期になりましたら、恐らくそういったこと
でまたこの協議会の中でそういったパンフレットですとか外国人向けの
パンフレットですとか、そういった活動がされていくものと思いますの
で、これは協議会ですので、会議等も実際ございますので、そういった
ところに我々も出席をして、我々としての意見も述べていきたいという
ふうを考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 外国人の方に鴻巣市の観光を提供することによって、今まで気
づかなかった鴻巣市のよさというのも改めてわかる部分はあると思うの
です。私何度か言ったと思うのですけれども、うちのほうの安養寺堰、
あの場所なんかは本当に地元の方は余り感心しないのですが、私は川里
に住んでいて、改修した後見たのですが、すばらしい、水鳥が多くいて。
4月になりますと吹上の元荒川の桜があそまで流れてくるのです。そ
れ見て私もはっとしまして、こんなすばらしい風光明媚なところがある
のだなと。こういうマイナーな風光明媚なところが外国人に逆に受ける
ところが多いようなのです。ですから、外国人に改めて鴻巣のよさを教
えてもらういい機会だと思いますので、ぜひともこの展開をよろしくお
願いたします。

それともう一つ、この場所で聞いていいのか定かでないのですが、姉妹
都市のほうの進捗状況というのは、お聞きはここはできないのでしょ
うか。違いますか。わかりました。

では、以上で質問を終わります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 4 1 分)



(開議 午後零時 5 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、農業委員会事務局長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(農業委員会事務局長) 午前中に羽鳥委員からのご質問ですが、農業委員会交付金に対しての農家戸数と農地面積ということでご質問がございましたが、そちらのほうなのですが、地域別のそれぞれの数というのはこれに書かれておりませんが、全体の数ということで報告しております。そちらの数が農家戸数が3,116、農地面積が3,300ヘクタールでございます。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。

それでは、引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。

(金子) 初めに、歳入の項目なのですが、先ほど午前中も質問ございましたけれども、26ページのところの広告放映用モニター設置使用料3万9,000円、それと55ページのところ、55ページでいくとやはりこれは55ページも広告放映料、これは70万2,000円、この項目関連しているかと思うのですが、広告、26ページのほうなのですが、昨年4万9,000円、今回3万9,000円ということで、広告放映料、55ページのほうは何か同額だったのですが、昨年からことし少なくなった理由と今後の見通しなのですが、関連があるかなと思うのですが、どういうふうな状況なのかお聞きします。

(市民課長) まず、モニターの設置使用料は土地、建物の面積割です。それと、保険料と電気料ということで算出しているのですが、電気料のほうの契約が庁舎の電気料の契約は有利な何か契約方法に変えたということで、昨年からかなりそこが減額になっております、1万円ぐらい。ということで、減っている理由になります。

(金子) 電気料ね。

(市民課長) 電気の契約を変えたということだったのですが。

(金子) 電気契約。

(市民課長) はい。

(金子) 電気、今何かこのごろよく電話かかってくるのですけれども、電気の自由化ということで、これ前から市のほうでは例えば電気のほうを契約会社をかえていたと……どうなのですか。そののところ、ちょっとお聞きします。

(市民課長) 前のところからかえたということですか。契約先をかえたということですか。有利なほうに変更したということですか、電気料が削減されたということになっています。

(金子) そうしますと、一般的に何か東京電力から、では東京ガスとかにかえたとか、そういうふうな電気の会社の契約を変えたとか。そうすると、安くなったとか。それが反映されて歳入のほうも少なくなったとか。そうすると、今回についてはこのまま来年度以降も3万9,000円というふうな流れということでしょうか。

(市民課長) これが平成27年4月の契約の電気料から算出しておりますので、28年度の4月の契約の状態によって、また変わってくる可能性があります。

以上です。

(金子) そうしますと、55ページの広告放映料については同額ということで、人気があるなしとか、いろいろ効果がないからとなってしまうと寂しいですから、できれば広告スポンサーというかついてほしいなと思うのですけれども、それは先ほどの長田広告あたりにもある程度プッシュをして、できるだけスポンサーを多くしてほしいというようなアドバイスのような指導はされておるのでしょうか。

(市民課長) 長田広告さんとは連絡は何回かとっているのですが、スポンサーがふえれば当然広告放映料についても見直しが必要になるかとは思いますが。ただ今のところ、14、15の間を行ったり来たりしている状態なので、長田さんのほうに広告の募集ですか、それを頻繁にやっていたかどうかというお願いはしております。

以上です。

（金子）その広告のスポンサーなのですからけれども、例えばエルミこうのすの中の映画館とか、そういうところにも市民課のほうに窓口には子連れの方もいらっしゃるかと思うのですけれども、そういう方を対象にでも少しでもアニメ的なものも流してもいいかなと思うのですけれども、そういうふうな何かいろんな調整というのを考えてはおられますでしょうか。

（市民課長）お子様連れのお客様も当然多いですし、そういった対象が市役所から流すということで、その広告の内容にも制限がございます関係で、秘書課と相談をいたしまして、これから検討してまいりたいと思います。

以上です。

（金子）次に、43ページのところで彩の国環境保全交付金、これについてですけれども、この内容的に見ますと基礎事務費と規制事務費ということで2本立てなのですからけれども、私もちょっと確認ですけれども、これの詳しい内容と、それとあと去年は見ますと基礎事務費が18万3,000円だったのが今回6万9,000円と、逆に規制事務費のほうは去年は6万5,000円だったのが9万6,000円となっているのですけれども、これのほうの何か内容的なものの違いとか、それとこれだけ金額的に動きがあったということなのですからけれども、これについてちょっと詳しく説明お願いしたいと思うのですけれども。

（環境課長）まず、この基礎事務費でございますが、こちらは県のほうから交付されるのですけれども、市町村の人口規模によって決められている額だったと思います。それで、その下の規制事務費に関しましては平成26年度の事業所や工場などの立入検査の件数から算出されております。

以上です。

（金子）今の説明ですと、基礎事務費のほうは人口規模。というのと、人口的には変わらないですよ。鴻巣市の人口ということで考えてしまうと、単純に。これが私のほうの資料ですと、18万3,000円だったですよ。

ちょっと昨年度がそういうふうな数字だったので、人口余り変わってなくて、逆に減っている……そんなに半分に人口が減ったわけではないですけれども。それと、あと規制事務費、これも26年度のデータということで、こんなふえるわけですね。ちょっともう一度お聞きします。

(環境課長) 済みません。暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時07分)



(開議 午後1時12分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課長) 申しわけありません。調べて、後で報告させていただきます。

(金子) それでは次に、歳出のところですが、行きます。72ページの花のコミュニティーづくり事業ということでございますけれども、この中の花のコミュニティーづくり補助金、こちらについては説明の中では13団体ですね。これ昨年も13団体ということで、ふえも減りもしていないと。これについてもやはり固定しているのか、ふえる要素があるのか、減る要素もそうですけれども。それとあとこの補助金については、例えば参加率のいいところと悪い団体ではやはり差をつけたほうがいいのかと思うのですけれども、一律なのか、それともやはり人数とか参加率とかによって補助が違うのか、そちらの点をちょっとお聞きいたします。

(観光戦略課長) 花のコミュニティーづくりの補助金につきましては、これ13団体は27年度までは25年度と同じ団体でございます。この補助の対象ですけれども、総額に対して3分の2を上限として補助するということになりますので、年間使う費用ですよね。花苗代ですとか肥料代、そういったものの総額の3分の2を上限に補助ですので、回数とかは特に関係はございません。

(事業費の声あり)

(観光戦略課長) 失礼しました。事業費の3分の2です。上限が35万円

ということで一応要項上は決められております。ですから、事業費の3分の2で上限が35万円ということになります。ふえる要素があるのかというご質問ですが、これにつきましては先ほどもご説明申し上げましたが、今回27年度まで環境美化活動で行ってございました上会下、境地区のコスモスの栽培等をこちらに統合することと、それとあと花のまちPRの促進事業の関係で、今6商店会があるのですけれども、そちらもこの事業のほうでこれからやってまいりますので、団体数としてはふえるということになります。

以上でございます。

(金子) そうしますと、一律ではなく、その事業費の中の各団体によつての3分の2、それと上限が決まっているというふうな範囲でやっていると。活動内容から見ると、毎年同じぐらいの推移というか、流れがあるということでしょうか。

(観光戦略課長) 27年度のこの事業にかかわりました団体の総事業費が199万4,000円ということで、実は26年度も同じ偶然にも194万4,000円ということでした。それで、実は25年度に関しましては大分金額のほうで総事業費のほうは大分多かったのですけれども、これは制度が変わる前で、まだ補助率が2分の1のときの事業費で273万2,880円ございまして、そのうち166万3,000円が補助というふうなこともございました。(何事か声あり) 失礼しました。24年度の改正でございます。先ほどちょっと私の答弁で事業費を194万4,000円と申し上げるところを199万4,000円と間違つて答弁しましたので、訂正いたします。済みません。失礼しました。

(金子) それでは次に、77ページ、一番下のところですがけれども、人権相談支援事業でございますけれども、こちら市民相談員のほうということでお二人の方が46回分の謝礼でやられているということでございますけれども、こちらについても今の平成27年度の相談実績ということでちょっと内容的なものがもしわかれば簡単でいいですから、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

(やさしさ支援課長) 市民相談員の報酬の件でよろしいですか。

(金子) ちょっと済みません。もう一回、済みません。

(やさしさ支援課長) 市民相談員の報酬の件で。

(金子) 報酬と、それとあとその内容というか、回数、例えば1日何回やって、どのくらいというのが、そういうふうな相談件数とかもわかるわけですか。

(やさしさ支援課長) 28年度の予算につきましては、市民相談の回数を150日として積算してあります。それで、市民相談そのものは午前9時から午後4時までという、昼休み1時間挟みますけれども、その中で自由に相談ができますので、1日何回という取り決めはないのです。その時間内でということになっていますので。そちらでよろしいでしょうか。

(金子) わかりました。そうすると、1日何回というか、1日何人、それはそのときの状況によるということでよろしいわけですね。

(やさしさ支援課長) その日によってなのですが、例えば3人のときもあれば全く来られないときもあるということがあります。

以上です。

(金子) それと、この相談の内容的なものというのは、わかる範囲で結構ですから、お聞きしたいのですけれども。

(やさしさ支援課長) 27年度の相談の内訳の状況を今ちょっと見ているのですが、一般的に多いのが相続に関する事、それから離婚に関する事、その次が家庭不和に関する事、それから近隣の紛争に関する事、そういったものが主なものでございます。

以上です。

(金子) それでは次に、139ページの一番下、新省エネルギー導入推進事業、こちらですけれども、昨年のやはり市民環境の常任委員のほうで余り費用対効果ではないですけれども、非常に費用がかかって大変だということとは聞いたのですけれども、でもやはりこういうふうな省エネルギーということでいろいろな政策でございまして、こちらの平成27年の実績と昨年度と今回比較しますと、ちょっとふえておりますけれども、そのふえている状況ということで、理由を何かわかりましたらばお聞きしたいと思います。委託料がふえているのですね。

(環境課長) この事業につきましては、家庭から出される廃食油を回収いたしまして、バイオディーゼル燃料に精製するという事業でございます。現在水道協同組合さんに委託をして、精製の事業をやっているところなのですが、26年度の実績ですけれども、5,300リットルを回収いたしまして、前の在庫もありますので、精製が5,600リットル、およそです。さっきの5,300リットルもおよそですけれども、およそ5,300リットル回収いたしまして、およそ5,600リットルのBDF、バイオディーゼル燃料を精製いたしました。そして、これも在庫がありますので、およそ6,000リットルを給食センター、それとおよそ1,350リットルをフラワーセンターのボイラーに投入したところでございます。それによりまして、CO₂の削減が約20トンできたということになっております。それで、28年度はさらに精製回数をふやそうということで計画をしておりますので、そのように予算のほうも計上させていただきました。

以上です。

(金子) それでは次に、ずっと飛びまして154ページの道の駅関係ですけれども、道の駅整備事業、こちらは24万6,000円ということでございます。昨年測量委託料として約450万ということでしたので、その実績に基づいて今年度の事業については24万6,000円で整備事業ということでおやりになるわけですけれども、これ結構金額的にも少なくなって、道の駅の今の状況というのを、進みぐあいと今回はこの予算でちょっと私感じたのは何かとんとん、とんとん進むのかなというのが頭にあったもので、これで果たして将来的にどういうふうな流れでいくのかお聞きしたいと思うのですけれども。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 道の駅整備事業関係でございますが、今回28年度当初予算では24万6,000円という金額をお願いしているところなのですが、実際この金額で金子委員さんのほうは整備が進むのかというようなご質問かと思うのですが、実際私どものほうといたしますと基本構想ができ上がった後、基本計画を策定していくというふうな考え方でいる中で、実際に今回まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でちょっと加速化交付金のほうを利用しての事業を展開していくというふう

なことで、市長のほうが会派の答弁の中で述べていると思うのですが、加速化交付金のほうの活用がエントリーをしているというようなご答弁をさせていただいていますので、これがまだ採択を受けられるかどうかというのが今月の中旬になってわかるようなのですけれども、そちらのほうにつきましては総合政策課のほうで対応している状況でございますので、その加速化交付金が採択を受けられた場合には28年度に早々に基本計画等の状況を進めていくというふうな考え方でいる状況でございます。私どものほうの産業振興課のほうのこちらの道の駅整備事業につきましては、それ以外のものとしまして全国直売所研究会事務局という外郭団体がございまして、そちらは全国の直売所の開設に向けてのいろいろなアドバイスをしているというような機関でございまして、この代表取締役をやっている方がかなりいろいろな道の駅の関連の開設に向けての事業ノウハウをいろいろ持っているという方ですので、この方による講演等を予定した形で講師謝礼というふうな部分で計上しております。その他、旅費、消耗品等につきましてはいろいろ他市の状況とか、一応加速化交付金がついて採択を受けられた場合にはもう地権者の方の意向調査等も実施をしたいというふうな部分で、必要最低限の経常経費を計上して、今回の当初予算でお願いしている状況でございます。

以上です。

（金子）そうしますと、講演ということでございますけれども、講演は、これはもう日程とか回数とかはもうお決まりになっているわけで……まだだ。承認されないとできないわけですが、予定としてはいかがなものでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際にこの全国直売所研究会事務局としての代表取締役をやっている方が茨城大学の非常勤講師ということで、非常に有名な方らしくて、かなり全国をいろいろ回って歩いているというような形で、私たち産業振興課のほうとすると年2回ぐらいの予算計上というような形で計上はお願いしたのですけれども、一応1回になるか2回になるか、その辺はちょっとはつきりとあれなのですが、予算上は2回というふうなことで計上してあるのですが、ちょっとやは

りタイミング的に秋口とか、ちょっとその辺でいいタイミングがどの辺になるか、これこれから予算が確定した後でいろいろ基本計画の策定が進められるかどうかということのいかんによりましてはその講演会等も1回にするか、2回にするか、その辺のタイミングはころ合いを見ながら実施していきたいという形で、予算上は2回ということを計上しております。

(金子) わかりました。そうしますと、私もこれちょっと楽しみというか、注目しているのですけれども、これに対しての周知方法というのは広報を通じてとか、いろいろなものがあるかと思うのですけれども、道の駅ですから、イコール農業関係者とかやはり関心のある方がたくさんおられますので、その点周知方法についてお聞きしたいのですけれども。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 確かに非常に道の駅構想関係とか道の駅の関係につきましては注目をされている問題でございますので、やはり何らかの形で周知方法というふうなことのご質問ですし、またJ A、農協さんのほうの合併も4月1日の合併ということがありますので、農協さん等の協力も得ながらこれはやっていかないと、なかなか農家さんの協力、直売所の関係等につきましても農家さんの協力とかいろんな団体等も取り巻いた形での問題がございますので、一応市のホームページとか何らかの形でこれからの基本計画を策定していく中ではいろんな協議会等の審議をしていただくことも必要となってきますので、それにつきましては何らかの形で周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

(金子) それでは、続きまして154ページの、これは家畜伝染病予防接種事業、これが40万3,000円とってあります。去年は、この補助金の中の豚コレラ等の自衛防疫協議会補助金ですか、これについてですけれども、これが去年あたりは47万7,000円ということで、若干下がっていますけれども、これは補助金自体が事業に対して下がったということで認識でよろしいわけでしょうか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) ご存じかと思うのですが、この対象の補助金につきましては川里地区の養豚組合の皆様方がいらっしゃる

中で、組合員の数も6人いらっしゃった方から5人というふうな形で、実際に非常に組合員の方が少なくなっている。その中で、また養豚にかかわる豚等の数もその辺減ってきているということで、実際に自衛防疫事業と予防接種事業というふうな形で2つのくくりの予算分けはしているのですけれども、これは定額補助でございます。実際にオーエスキーとかいろいろな病気の日本脳炎とかその辺の予防接種の業務が決められているものがございますので、その中で若干対象頭数が減ってきているというふうな状況の中で予算減になっている状況にあります。以上です。

(金子) そうしますと、その下のやはり畜産団体補助事業ということで、これも養豚組合の補助金ということで、これは額的には去年と同様額で、額的にも少ないのですけれども、川里に養豚組合があるということでの補助ということで、これが補助がなされているわけですね。ということではよろしいわけですね。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 金子委員さん言われるとおり、川里地区の養豚組合に対しての補助金ということでございます。以上です。

(大塚) それでは、幾つか伺います。委員の大塚です。資料のページ等から申し上げます。初めに、27ページ、産業振興課所管の労働使用料について。この中で中身としては鴻巣勤労青少年ホームの使用料が充てられていると思いますが、予算を数年間比較をしてみました。例えば26年が95万3,000、27年が95万4,000、28年、今回が95万4,000ということで、1,000円程度動いている範囲にあります。それと、相方、向こう側にあるのは決算の数字であります。25年の決算においては当時は鴻巣分と吹上分、2館の合計ということで、決算では158万、26年の決算は100万7,000という数字が残っております。改めて伺いたい内容ですが、26から3年間を比較しても1,000円程度の値動きなのですが、これの具体的な算出根拠、計算式についてはどうなっているかを伺います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 一応ご質問の鴻巣勤労青少年ホームの歳入の積算根拠でございますが、実際に勤労青少年ホームを利用す

る団体等、利用者の数的なものは例年横ばい状況というふうな形を聞いております。実際に使用料の算出につきましては、年間ベースで95万4,000円ほど見込みをしているのですが、大体年間の使用料というものが毎年毎年出てきますので、その年間使用料を12カ月に割って、端的に7万9,540円というものを12カ月掛けたもので、95万4,480円というものが積算基礎になっている状況でございますけれども、一応歳入につきましては勤労青少年ホームの利用者の数がそんなに増減していないという中で予算組みをしております。

以上です。

（大塚）算出根拠については、おおむね理解をいたします。本来ですと数年前の全員協議会か何かの席で中央公民館エリアの再検討をしていくという多分お話が、説明があったと記憶しております。いわゆる中央公民館と勤労青少年ホームを含めて今後のあり方について、多分検討をこれからするのか、あるいはその途中なのかなと思いますが、この件につきましては当然のことながら部を越えての議論になりますので、いずれかの機会のときにまた伺いたいということで、そこにもし移っていく方がいらっしゃいましたら、予告ということでよろしく願いいたします。続きまして、ページは同じく27ページ、商工使用料が出ております。これ駐車場の使用料ということで、具体的にはパーキング・こうのすと西口の駐車場に当たるかと思いますが、これを見ますとやはり予算を比較したときに、決算がそんなに出ていないにもかかわらず、予算計上されている数字だけを比較をすると26、27、さらにはことし、28年度の分としては前年比で30万円ふえています。決算だけを見ると減っているような気もするのですが、予算上使用料がふえているということは、結果としては利用見込み台数はふえるという認識でいるのかどうか、その点を伺います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に各年度の利用金額等につきましては、私どものほうで把握しているのですけれども、今回指定管理の関係でご答弁させていただきましたけれども、非常に場所的にはいい場所の駐車場というふうなことであるのですけれども、なかなか今回の

利用料金そのものがふえた要因は何かというような部分で、指定管理者のほうにも確認はしているところなのですが、いわゆるちょっと中心市街地の中で旧銀行さんの跡地のところが分譲地等になったときにある程度の業者の方々が置かれる駐車場としてここを利用されているというふうな部分でふえているとかというふうな部分ではあったようでございます。大塚委員さんのほうのご質問ですけれども、一応場所的にご存じだと思いますけれども、駐車場の反対方が空き地があるのですけれども、あそこもある銀行さんのほうでこれから建設とか何かというふうなお話は聞いておりますけれども、その辺で工事等が始まりますと非常にいい場所の駐車場になりますので、その辺で利用者の増加等も見込めるのではないかということは推測の状況でございますけれども、そういう感じで捉えております。

以上です。

（大塚）次の質問行きます。36ページ、市民課に当たるのでしょうか。総務費委託金として中ほどであります。中長期滞留者に関する部分です。これは、従来の旧外国人登録という表示で名称自体が変わっているものと理解をしておりますが、この中で予算でいきますと多少の上限がある中で、昨年との比較では10万円ほど予算計上されている金額は多いと計算をしました。まず最初に伺いたいのは、この金額を打ち出すときの算出根拠についてはどのようなものをベースにしているのか伺います。

（市民課長）中長期在住者の住所が変更になったときの届け出の件数で算出をするのですけれども、昨年度、26年度の実績からしますと284件増になっております。この27年度の実績というのが1月から12月の歴年で件数を算出しますので、既にもう出ているのですが、その取り扱い件数プラス取り扱っている職員の勤務時間等を細かく計算して算出をしております。なので、前年比からすると9万3,000円ほどふえております。以上です。

（大塚）事務上の計算も含めてということではありますが、具体的にそうすると対象者となる外国人、いわゆる対象件数というのですか、これ数

年間どのような形で推移をしているか、わかればお伺いをいたします。

(市民課長) 在籍している外国人ということによろしいでしょうか。

(大塚) はい。

(市民課長) このところ減っております、現状は。ここ数年ずっと下回っております、25年が1,332人、26年が1,321人、27年が1,269人、いずれも4月1日現在で見えております。ということで、毎年減っている状態ではあります。

以上です。

(大塚) わかりました。

続きまして、54ページ、環境課の雑入の中の資源回収販売収入についてです。予算計上でいきますと、この4年間ほど4,500万円販売収入額が載っておりますが、近々の決算でいくと26年が間違いのない数字でありますのであえて申し上げますが、5,423万円ほどになっております。確かに26年度については、新たな形で小型家電の回収を行ったというのももしかしたらふえた要因の一つかもしれません。あるいはここ近年金属の売却単価がかなり値動きがあるということで、例を申し上げますと一番値動きが大きいと思われるアルミ、昨年ですと150円の先、キロ当たりです。160円近く出たときもあるのですが、つい最近調べましたら100円程度しか売れないといえますか、買ってくれない。もう非常に動きが大きいものもこの資源回収物にあります。そういったことが要因だと思うのですが、とはいえ予算は計上しなくてはいけないので、この予算を計上するときのいわゆる設定の根拠というのですか、大もとになるような考え方、何もないので毎年4,500万ということなのか、どうなっているか伺います。

(環境課長) 大塚委員さんがおっしゃいましたように資源につきましてはアルミ缶ですとか、かなり変動しております。まず、26年度の決算額が25年度に比べてふえている理由なのですが、特にこれが大きいというのはなくて、瓶、缶、新聞全体ですとか、紙ですとか、あと容器包装リサイクル協会から払われます抛出金ですとか、そういったものもふえておりました。それと、先ほど大塚委員さんおっしゃられたように小型家

電の回収を始めましたので、それもふえた要因とはなっております。ただ、こちらのほうでも調べてみますとアルミ缶の売却の収入がキロ当たり60円ぐらいのときもあったり、100円を超えるようなときもあったりして、かなり変動しているようでございます。また、資源物の売却の収入は一度に搬入する量ですとか、その時期によっても変動するということが要素として考えられます。そのようなことから変動が大きいので、なかなか来年度の予算として見積もることが難しいので、予算としては前年度同額を計上させていただきました。

以上です。

（大塚）さまざまな要因があって予算計上するときの金額設定が非常に難しいということで理解をしつつ、次の質問に参りますが、次からは歳出になります。歳出に入る前に1点確認をしたいのですが、この予算書、決算もそうなのですが、款から始まって、款、項、目、節と、それぞれわかりやすく分類がされておりまして、伺いたい内容なのですが、節の中で19節というのがあります。これは、具体的には負担金、補助金及び交付金がここに含まれます。これから歳出のことについて伺うのですが、日本語の持つイメージと、それから実際に行政で言うところの位置づけというのは違うと困るので、確認をしたい内容ですが、負担金と補助金の違い、どんな定義に基づいてここにいわゆる示されているのか、これをあらかじめ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。負担金と補助金。

（市民部長）これ一般的な話で、負担金とは一般的にということで法令あるいは契約、そういったものに基づきまして国あるいは地方公共団体に対して負担をしなければならない経費のことだということでございます。例えばということですが、例えば市が構成あるいは加入している各種団体、一部事務組合の負担金でもそうですし、あるいは市町村同士で協議会を組んでいたりする、そういうところに出すのが負担金という形になります。それから、補助金につきましては、解説本ですと特定の事業または研究を行う者に対して、その事業または研究を行う者の助成ですとか育成をするために支出をするものであるというふうに言わ

れております。ですから、負担金というのはある意味みんなで決めたものの、法律あるいはみんなで決めたものを均等ですとか人口割とか、そういった負担割合で支出するもの。補助金というものは、事業等、育成あるいは助長するために出されるもの。補助金は、必ずしも補助申請したからとっていただけるものではないというようなことでございます。以上です。

（大塚）まさしく今答弁いただいた内容で私もそのように理解をしているのですが、この予算書を見ると今の言葉をそのまま使わせていただくと、何々しなければならぬものが負担金という理解でいった場合、各種団体等に出ているものの中でも補助金という名称と負担金というものがあるのです。そうすると、その負担金はしなくてはならないものに対する負担というふうになると、果たしてそういう理解でずっと読み取っていいのかどうかというのがちょっと私個人的には微妙なのです。また後でこの件は触れますが、原則することがあらかじめ定められているものについては負担金、団体や事業自体を育成とか助成するものが補助金という理解でちょっと質問の中に触れるかもしれませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、歳出のほうですが、ページが78ページ、やさしさ支援課の所管する男女共同参画啓発事業、ページの一番下になるのでしょうか。この中で印刷製本費が計上をされております。これも昨年との比較で10万円弱ほど予算計上が増額となっております。まず初めに、この増額の理由について伺います。

（やさしさ支援課長）男女共同参画情報誌でございますけれども、平成9年度に第1号が発行されまして、28年度には第20号ということになるわけです。そのため記念誌ということで表紙をカラー刷りにしようということ増額になっております。

以上です。

（大塚）記念誌ということで、増額は理解をいたしました。記念号ということで、その意味合いでもいいのですが、情報誌の「ほほえみ」なのですけれども、全戸配布が基本になっていると思います。実際に情報誌

発行している側として、いわゆる所管する事務局として、発行することによる効果というのですか。本来男女共同をそこで唱えているわけですが、どのぐらいの効果があるのか、あるいはこういうところがちょっと物足りなさを感じる等、その発行による効果についてはどう捉えていますか。

（やさしさ支援課長）情報誌の発行に対する効果ということですが、アンケート調査をやったわけではないのですが、一部の方からとても内容がよかったねとかいう声は聞いております。それでまた男女共同参画を広く市民の方に広める意味で、一つの大きなツールになっているというふうに考えております。したがって、大いに役立っているという考えで私どもは実施しております。

以上です。

（大塚）続きまして、82ページ、市民税であります。市県民税・諸税賦課事業の中に徴収と、徴収の反対側の還付というのが出ております。還付金ですね。これも見ますと予算が昨年との比較で1,000万、昨年在6,000万ですので、1,000万減額となっております。この理由について伺います。

（市民税課長）お答えいたします。

還付金の近年の執行状況でございますけれども、平成24年から、あるいは26年の実績でございますけれども、おおむね3,000万から4,000万程度の支出となっております。そういったわけで近年の支出金額に合わせた予算ということをご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

（大塚）近年の数字が3,000ないし4,000、たまたま26年見ましたら4,200ぐらいの数字になっていきますかね。それでも5,000万だったら十分足りると思うのですが、これは安全を期しての数字で計上したという理解でよろしいでしょうか。

（市民税課長）還付金というのは、突発的な大きなお金が出る場合がございますので、安全を期した金額をご理解いただきたいと思います。

（大塚）続きまして、83ページの下ほどになりますが、資産税課になる

のでしょうか。標準値鑑定評価事業として委託料が計上されております。これは、昨日の説明の中で3年に1度、29年1月1日現在の段階での評価をするための事業費であるという説明がありました。3年に1回ですので、当然毎年出てくるわけでありませんが、これは具体的に委託をする内容が1月1日を基準日とする場合、事業自体、これ調査をするのだと思うのですけれども、評価すると思いますが、年内にその委託する内容自体はスタートをして、年を明けてからも年度末まで行われるという理解でよろしいのですか。その期間について伺います。

（資産税課副参事）こちらにつきましては、平成28年度、まだはっきり予定は決まっておりませんが、6月ぐらいから始めまして、29年の1月1日の価格をいただくということで、ほぼ約1年かけて実施させていただくようになると思います。

以上です。

（大塚）おおむね1年近いということになると、ややもすると調べ始めてから最終のところまでの間に変更になる部分、変わってくる部分があるかもしれません。それらについては、調べたときのタイミングのものをデータとするのか、途中で修正等、変更等がかけられるのか、それについてはわかればお伺いをしたいと思います。

（資産税課長）調べるというのが1月1日現在の価格でございまして、最終が国の地価公示も1月1日基準ということになりますので、その辺バランス調整を1、2月にして、実際の納品が3月15日から20日、国の地価公示が発表になるのが3月20日前後になっているのです、例年。ですから、そこまで埼玉県不動産鑑定士協会のほうの会員の方ですから、地価公示をやられている方もいますし、そういう情報を総合して、最終納品、市に来るのが1月1日の現在の価格が3月の20日前後の納品ということで、その辺の価格のずれはないように調整して納品になっております。

（大塚）わかりました。

続いて、同じ83ページのその下になります。収税対策室になるのでしょうか。賦課徴収費庶務事業の同じく還付金ですが、これ昨年の予算から

比べると倍額程度増額になっているかと思います。この増額の理由について伺います。

(収税対策室対策室長) このところずっと予算では70万円を計上させていただきまして、28年度の予算については150万円を計上したということなのですが、この理由なのですが、まず実績を申し上げますと25年度の実績が106万2,466、それと26年度の実績が31万100円、それと今年度の1月末の実績が102万7,601円ということで、年度間ばらつきがあるのですが、これの一番、先ほど市民税の課長からも突発的なという話がありましたけれども、相手あってのものなのでといいますか、一応同じ年度内に納付される分はいいのですが、例えば年度の最後、4、5月の出納整理期間にぎりぎりになって二重納付とかをされますと還付する時間がなくて、翌年度に返さなくてはならないというようなことがあります。特に25年度なんかは二重納付をぎりぎりになってされた方がやはり40万ぐらいの二重納付を、だから要は80万納めていたのです。その40万円を年度内に返せないで、翌年度のこの予算を使っていきなり40万食っちゃったと。残り30万を何とか流用でしので、結局トータル106万ぐらいになったと。27年度につきましては、やはり前年、27年の5月に所得税還付金をうちのほうで差し押さえしまして、その差し押さえして税に充当したのですが、残りの残余金を返すことがやはり時間的にできなくて、税務署から所得税の還付金を差し押さえますと5月ぐらいのぎりぎりになってお金が入ってくるというような状況がありまして、それもやはり50万返さなくてはいけないという部分がありまして、それで次の年度に食ってしまったと。最近では、納税通知書を催告書の中とか、そういう中にもコンビニで今納付できるようになっていますので、昔は催告書とか文面だけしか送っていなかったのですが、最近では納付書を入れるようになっています。納付書を入れてお送りすると、やはり前の納付書と一緒に全部納めてしまう人とか、そういった方もいらっしゃる。二重納付、あと督促状と実際の前に送った納付書で納めてしまうとか、そんなこともありまして、結構いつも予測が本当につかないという部分がありまして、今回はちょ

っとほかの予算との兼ね合いもありまして、前は流用でしのげていたのですけれども、ほかの部分で流用がしのげなくなってきているものから、今回150万円に増額していただいたという次第なのです。

以上でございます。

（大塚） 情情的に1年間の中で比較すると、確かに今の説明のとおり12月、いわゆる年末の時期ですとか、それから年度をまたぐ3月ぐらいのときがことしのやはり様子、何か抜けているところはないかなってやっぱり人間ですから思うことが多いと思うのです。そういう意味では年末もしくは年度末にそういったものが集中することがあり得ると、これは多分例年同じようなタイミングで起きているのだと思うのですが、今の説明にも答弁にもあったように、26年の決算が31万ほどしか出ていなかったものから、あえて150万にした理由がちょっとわかりづらかったということで、この点は今の説明で理解をさせていただきます。

続いて、同じ収税対策ですが、ページは次のページに、84ページになると思います。ここでは滞納整理ということで事業名が載っておりますが、27年度いろんな形で努力、対応されてきたとは思いますが、今の段階で28年度こんなことに気をつける等々を含めて28年度の取り組みについて何か柱等、方針等があればどんなものがあるのかを伺います。

（収税対策室対策室長）まず、28年度の前に、今現状といいますか、27年度の実績をお話ししたいと思うのですけれども、まず現年度分の徴収率なのですけれども、過去3年分からまず言わせていただきますが、現年度分、24年度98.4%、25年度98.5%、26年度98.7%、滞納繰り越し分、24年度20.2%、25年度20.8%、26年度23.5%となっております。それで、今のところ28年の2月29日現在、2月末の徴収率のほうなのですけれども、現年度が昨年この時期84.9%だったのですけれども、ことしが85.4%、それと滞納繰り越し分が昨年のこの時期21.7%だったのですけれども、ことしが24.1%ということで、最終的に一応予測なのですけれども、27年度は久しぶりに現年度分は99に乗るのではないかとということで今のところ予測をしております。それと、滞納繰り越し分につきましては25.5ぐらいいくかなということで今予測をしておるところなのです

けれども、その大きな要因としましては市民税課のほうから説明もあったと思いますけれども、特徴のまず一斉指定ということで、県下一斉に特別徴収をやってくださいということで、もともと義務化だったのでけれども、特別徴収、給料のほうから住民税のほうを天引きしてくださいという働きかけがかなり強くありまして、鴻巣市では約2,500社ぐらいが新たに特別徴収ということで、お給料のほうから天引きをするようになりました。それで、今まで滞納者、過去から滞納をなさっている方々も今までは個人で納める普通徴収という形で納付をしていただいていた分が会社のほうの給料から引かれるようになりかなりの数の方、ちょっと数は把握していないのですけれども、なりました。ということで、それがまず一つの要因です。

それと、滞納の処分の件数なのですけれども……ちょっとお待ちください。一応滞納処分を行った件数が、これは25年度が222件、26年度が343件、それと27年度、今年度の今2月末までで525件やっております、かなり滞納処分については強化をさせてもらっています。それで、その効果といたしまして、現年度分のところまで合わせて滞納処分について徴収も行っておりますので、その部分でも現年度の徴収率が伸びているのではないかと予測しております。

それと、前回決算のときもお話をしましたが、昨年6月から11月、半年間、うちの2年目の女性の職員を埼玉県個人県民税対策課のほうに派遣いたしまして、半年間捜索だとかいろんな、どっちかといえば徴収の一段階ランクを上げた部分の研さんを積んできてもらいました。それで、一応来年度もそれは6月から11月1人派遣をする予定になっております。その辺が現年分の徴収率が上がっている要因かなと思います。

それと、滞納繰り越し分ですけれども、かなりやっとな滞納者数もこなれてきまして、それでも徴収の職員が一応10人いまして、そのうちの2人が高額担当ということで、税額200万以上の滞納者の方、昨年6月現在で72人の高額滞納者がいらっしゃるわけなのですけれども、その担当が2人います。それと、残りの8人一応1人約800件ぐらいの滞納者を今抱えて徴収に当たっているわけなのですけれども、それでもかなりここの

ところ滞納者数が少し減ってきている部分もありまして、やっと本当に全体を見渡せるような状況になってきましたので、当然財産調査、臨宅徴取の関係もありますが、臨宅徴取の方については1月から3月冬場ということもありまして、今回臨宅徴取は1回お休みをさせていただいて、中の仕事を手伝ってもらって、財産調査、それと他市町村とかに照会をいたします実態調査とか、徴取の職員が今までやっていた部分をかなりお手伝いしてもらいまして、それで職員のほうが徴取に力を入れるということで、先ほどの滞納処分の件数にもあらわれておりますけれども、約1.5倍ぐらいの処分の件数をさせていただいていると。ですので、これはちょっと脇にそれですけれども、調査をしてみるとやはりかなり預金があるにもかかわらず納めない方という方がかなりいらっしやいまして、やっぱり最高では何千万預金しているのに全く納めていなかったりとか、そんなようなこともありまして、まだまだ預金調査もこれからののですけれども、やはり調査するとなると銀行、金融機関で17社、保険……で13社とかってありまして、それを全部一応シラミ潰しに調査をしたりしまして、それで徴取に向けているわけなのですけれども、最近新たな取り組みといたしましては会社への直接給与照会、滞納なさっている方の会社に給与照会をして、銀行口座を把握するとか、あとは保険とかはどのようなものを掛けているとか、そういったものを一応強化してやっている次第なのですけれども、ちょっと今28年度の取り組みも一緒にお話しさせていただいてしまったのですけれども、一応そんな感じで収税対策室としては今後もそのような徴取の強化、それと県へ派遣等、なるべく余り経費をかけないで年収を上げるというようなことで、余り新しいことをやってもやはりお金がかかるだけで、実際そこまで徴収が上がるのかという部分もありまして、なるべくお金をかけないで最大の効果を上げるという形の考えのもとに収税対策室としては取り組んでおります。

以上です。

(大塚) 今後ますます期待をするところでありますが、本題とは違う質問をちょっと1点だけ、どちらかという気楽とは言えない業務にあた

るかなど、非常に重いものをある程度しよって対応されているのだと思うのですが、ちなみに体を壊したり、急に休みをとられたりと、職員の状況については変わりがないという理解でよろしいでしょうか。

（収税対策室対策室長）はい、大丈夫でございます。一応病気を患っている人はいません。ただ最近、過去をたどれば宝塚市の例とか、去年は稲城市で女性職員を殺害したかったとかというような事件もありましたので、やはり職員には対応はくれぐれも気をつけるように日ごろ話しております。

以上でございます。

（大塚）続きまして、次の質問ですが、140ページ、ちょっと飛びますが、140ページ、環境課の生物多様性の事業の中の調査委託料であります。実はこれ去年もこの項目について質問をしております。去年の趣旨は、前年比、26と27比較したならば3倍ぐらいの増額になっているので、理由は何ですかと聞いたのが去年の質問です。ことし見ると、さらにまた増額となっておりますので、この増額となった調査委託料の中身あるいは理由について伺います。

（環境課長）こちらの生物多様性の調査委託料なのですが、これはアライグマですとかタヌキですとかハクビシンなど、そういった被害を及ぼす鳥獣を捕獲する業務委託でございます。過去の捕獲の頭数なのですが、アライグマで申し上げますと平成25年度が27頭、26年度が35頭、27年度、今年度が1月末現在で既に66頭となっております。こういったことから捕獲頭数がかなりふえてきている状況があります。このようなことから、来年度もさらに頭数がふえることが予想されますので、増額をさせていただきました。

以上です。

（大塚）この事業の中身としては、発見したり、いるのが確認とれた段階で捕獲ということも含めての事業と理解をしておりますが、事前にこれら発生しないような対応策というのはあるのか。もしあるとした場合は、ここの事業の中では多分対応できないことになると思うのですが、近隣市で何かこういったアイデアを使っているとか、あるいは鴻巣市で

は過去にこういうことがあったとか、もしあれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

（環境課長）カラスですとか、そういった鳥ですと鳥がとまらないようにとかという工夫はあるようですが、ハクビシン、タヌキ等の鳥獣ですとそういったものは特にないというふうに伺っていますので、今後そういったものも調査研究いたしまして、何か、いいものがあれば取り入れていきたいと考えております。

以上です。

（大塚）続きまして、151ページ、農業委員会であります。農業委員会に関しては、何人かの委員から質問が出されておりますが、あえてここでは毎年恒例となっております研修負担金、いわゆる研修会の中身等について確認をさせていただきます。私の記憶では24年は野田市、25年は掛川市、26年は千葉県だったか、千葉市だったか、毎年農業振興のため農業委員として持つべき資質のという意味で研修をされていると思いますが、28年度どんなことを目的に計画をされているのか、研修の内容について伺います。

（農業委員会事務局長）農業委員会の研修につきましては、26年につきましては千葉県の大網白里市に行きました。そちらのほうでは、活動組織の環境保全会の方々にご指導いただきまして、研修をいただきましたり、あとは水稻の温暖化対策の研究室に行ったりしました。27年度、ことしにつきましては、静岡県裾野市のほうで耕作放棄地の解消と活用について伺いまして、あと神奈川県三浦市農協のほうに出向きまして、そちらのほうで農産物の販売、加工ですとか、あと作付の状況ですとか、そういったものをお伺いしました。ことしにつきましては、かなり農業委員さんも興味を示されまして、静岡県裾野市におかれましてはやはり遊休耕作放棄地解消したという形をとっていますけれども、年々そのところは対策が難しいという状況もお聞きしまして、どこの市町村も同じだなということで、農業委員さんもどこの農家さんも大変なのだねということで、そういう情報を共有したりですとか、あと三浦市農協さんにおかれましてはやはりこちらの地域の農協さんとは違ひまして、土

地が平らでなかったりですとか、丘陵地を平らにして行って大根を端から端まで植えたりですとか、こちらでは見受けられない作付の状況とか見聞きしまして、かなり興奮した状態で帰ってこられましたので、これからも同じような形で行っていきたいと考えております。

以上でございます。

（大塚）いわゆる同じような問題を抱えた、課題を抱えた地域に出向いて、農業の課題をともに共有しながら克服していくということですね。具体的にどこへ、いつごろというのは、年度が変わってから委員さんの意見等を踏まえて決定をするという理解でよろしいか、その点を伺います。

（農業委員会事務局長）はい。毎年定例会時に農業委員さんのほうにはその旨お伺いしまして、以前は10月、11月ごろ予定していたものを、今は1月の末に行っておる状況でございますが、毎年農家さんの農業委員さんの状況をお伺いして行っていきたいと考えております。

以上でございます。

（大塚）続きまして、156ページ、この中の農業研修センター管理運営事業であります。指定管理料が示されております。本日もそうでありますが、1年間の中で4回ほど議会の場所としておおむね全館を使ってきました、この1年間。さらに、28年度においても6月、9月、12月、3回の定例会がここで開催をされるということがもう予定としてわかっているわけですね。当然議会の始まるということになると、ややもすると指定管理を受けている側の話なのですが、時間も始まる時間が早かったり、遅い時間までかかわったというのは過去ここに来てからないような気がします。あともう一つ強いて言うところ本来は月曜日が休館日になっているわけなので、議会に関する分については当然月曜日でも開館ということになっているはずなんです。そこで1つ気になるのは、いわゆる指定管理料というものを定めたときに、この指定管理料の範囲というのが多分あるはずなんです。その中で月曜休館をあけたり、早出、遅出も含めて時間外の部分も含めて全て調整が整っているという認識、理解でいかどうかを伺います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 大塚委員さん十分ご承知の上かと思えますけれども、こちらの施設につきましては公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター様のほうへ指定管理ということでお任せしております。非常にやはり地域の地元の施設ということでありまして、今回耐震工事の関係でいろいろこちらのほうに議会事務局等も入っているわけなのですが、まさに議会の関係等もございまして、月曜日が確かに休館日ということの中で、非常にシルバー人材さんのほうにも一応やはり休館日でありながらも職員の方のほうが出ていただいて、何人かで対応しているというふうな状況は確認をしておりますけれども、指定管理1,895万、これ平成26年4月から平成30年度までの、平成31年3月31日までの5カ年が指定管理の中で決められている中で、ある程度協定書の中でいろいろるる決め事が決まっているような中でやっておりますけれども、一応なるべく地元の施設でありながら、やはり先ほど農業委員会事務局長も話がありました月曜日が農業委員会の定例会とかというふうなことが過去にいろいろあって、非常に休館日が月曜日でありながらも開館して利用させていただいているという状況でございます。その辺の指定管理料の範囲というか、一応は利用上の問題でございますので、やはり公平な関係で休館日でありながらもやむを得ず使うというふうな部分についてはお願いして利用させていただいている状況です。

以上です。

(大塚) 私たちも使っているうちの一人でありますので、この施設に関しては、実は時折この窓口を管理している方々に話を聞くのですが、これ一つの情報として皆さんにもぜひ認識をしていただきたい。今回議会が年数回ここを利用することによって、いわゆる通常の利用団体の利用というのが当然減るわけです。どのぐらいの割合かということで、ざっくり聞きましたら、約10分の1だそうです。従来と比較してですね。それだけこの館というのは皆さんが多く利用して、ある意味頼りにしていたということが事実としてあったので、私は年がかわれば、またここをこういった形で使うことがなければ通常の利用になる、戻ると。そうすると、当然複数年契約という形で行った指定管理料も正規の金額に

なるものと私は期待というか、理解をしているのですが、そこら辺が変わった使い方をすることによって指定管理料が必ずしもイコールではないのだということを含めて皆さんに使われ方、使い方については一応今後また注視をしていただきたいと思います。

続きまして、158ページ、商工会（商業）補助事業のところであります。補助金として出ている部分であります。この中に私の調べたところでは毎年恒例となっております3地域のさくらまつりの実施がここに含まれているというふうにわかりました。各3地域ですから、鴻巣、吹上、川里、それぞれ予算もしくは決算ベースでも数字がちょっと違うようになっているそうではありますが、どうも見ているとさくらまつりをやるにおいて、商工会の補助事業ですから、それはそれでいいかもしれませんが、やっている人たちの中身を見るとちょっと中身がはっきりしない、見えてこないところがありますので、補助金として出しているわけですから、先ほどの理由でいくとしなければならない事業の中の位置づけにあるという理解でちょっと伺いますが、それぞれ3地域のお祭り自体、さくらまつり自体は具体的には商工会の主催事業という捉え方でやっているのか、あるいは他の組織を用いての事業ということになっているのか、この27年度までの分としてその中身がわかればお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）さくらまつりの実施状況ということの内容でございますけれども、一応まさに4月早々にさくらまつり、28年度の予定等を計画している状況でございますけれども、ご質問のとおり川里地域、吹上地域、鴻巣地域、それぞれがそれぞれのさくらまつりというふうな形で実施をされている状況です。商工会の実施事業ということにつきましては、鴻巣さくらまつりにつきましては商工会の商業部会というものが自主事業、商工会の商業部会としての中のさくらまつりというような事業で展開をしている状況でございます。川里地域、吹上地域につきましては、それぞれの実行委員会というものがあって、それぞれの団体の方々が実行委員会方式で運営をしているというような状況になっております。非常に予算的な形になりますと金額的に差が出て

いる状況ではございます。実際に私どものほうには、予算どりの中ではそれぞれが吹上、川里地域につきましてはさくらまつり実行委員会としての補助金の実績報告等が上がってくるわけなのですが、鴻巣のさくらまつりにつきましては商工会の事業の中の一環として上がってくるものでございまして、実際鴻巣さくらまつりではどれだけのお金が商工会のほうから充当されたのかというふうな部分が非常に私のほうも決算の中身をちょっと精査させていただいたのですけれども、非常にわからない状況の中であります。今回合併後なかなかその辺の部分で見直しができなかったかもわからないのですけれども、商工会さんのほうからことしの2月早々に、2月の5日ですか、早々に集まりがありまして、川里地域の代表の方と吹上地域の代表の方と、また商工会事務局等の職員等で鴻巣さくらまつり実行委員会の上に運営委員会というものをつくって、3つのさくらまつりを一体的に運営していく中で上部組織として運営委員会をつくって、それでそれぞれのさくら祭りを開催していく中で、実行委員会方式というものをとったほうがいいのではないかとということで、平成28年度がもう早々に始まってしまうのですけれども、鴻巣のさくらまつりにつきましても鴻巣さくらまつり実行委員会というような形でやっていくような方針で会議は進められております。ことしさくらまつり関係でも、ちょっとポスター等も3地区がばらばらのポスターというようなことだったのですが、ことしのさくらまつりにつきましては一体化したポスターで3地域を一つのさくらまつりのご案内ができるようなポスターづくりをしているというようなことで聞いております。

以上です。

（大塚）補助金のあり方について、また別の議論の場があればぜひ触れたいと思うのですが、今担当のほうからなるべく形をまず明確にして、見える化というか、見やすい化を図るということでもありますので、ことしもう間もなくですけれども、どんな形でさくらまつりがそれぞれ行われて、結果としてどうだったのかを含めて、これについては後で私も検証をさせていただきたいと思います。

持ち時間があと4分になりましたので、最後の質問といたします。159ペ

ージ、恐れ入りますが、産業振興ですから、たびたびでございますが、市営駐車場管理運営事業の中に土地の借上料があります。これパーキング・こうのすを指しているのだと思うのですが、これが何と予算額を比較しますと、1,200万円台から今回の予算計上額が750万ということで、がくっと減額になっています。借り賃ですので、安いにこしたことはないのですが、そこら辺何かの理由があるのだらうなと思い、最後の質問として伺います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 今回3月議会で上程させていただいています公の施設のパーキング関係、駐車場の関係の指定管理の関係がございまして、いわゆる指定管理のほうの満了と同時に地主さんのほうの方のほうの覚書等も満了になるというふうなことの中で交渉させていただきました。実際に委員ご指摘のとおり26、27の決算ですと1,223万ぐらいの決算でいたところなのですが、実際今年度、28年度予算ですと750万というような予算計上をさせていただいていますけれども、これは今回の指定管理の更新と地主さんのほうとの見直しの中で、いわゆる駐車場がご存じかと思えますけれども、かなり100台近く置ける駐車場の中で非常に常に満車の状態ではないというふうな部分で、若干赤字的な部分も発生しているというふうなことで、若干市のほうとしては安く借りられる分であればありがたいことというふうなことの中で何回か交渉させていただきました。実際に何がいいのかというふうな部分で、単価的に1台幾らぐらいで、100台だから何十万だというふうないろんな積算がありまして、地主さんとの交渉の中で一番いいやり方として何かあるのかというふうなことの中で、実際に私どものほうで提案させていただいたのが鴻巣市の行政財産の使用に関する条例という規程がございまして、この規程の中で駐車場等につきまして、使用の区分では駐車場は当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額という、そういう使用料についての明確な基準がございまして、この辺のことを地主さんのほうに提案させていただきまして、いわゆるもうちょっと地主さんとすれば高く、うちのほうとすればもう少し安くしていただきたいという中で交渉した結果、今回の当初予算に計上していただいています金額に落ち

つきまして、これで指定管理と同時に新たな形でこの数字で何年間かは土地の借上料として続くような形になるかと思えます。

以上です。

(大塚) この駐車場につきましては、本会議でもどうもバーの反応が悪いとかという議論というか、やりとりも一部ありましたが、交渉の結果借り賃が安く済んだというのは非常に好結果に終わったということで、十分評価をさせていただいて、ちょうど60分経過をしましたので、質問は以上であります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時32分)

◇

(開議 午後2時51分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(加藤) それでは、私からも幾つかご質問をさせていただきます。

まず、ページでいいますと20ページです。これは、用語の確認となりますけれども、軽自動車税のところでは現年課税分のところ、原動機付自転車のところには第1種、第2種乙、第2種甲、そしてミニカーという表現があるのですけれども、ちょっとこれがそれぞれどういうものかというのがイメージつかないので、ちょっと教えていただければと思います。

(市民税課長) ただいまのご質問でございます。原動機付自転車の欄の第1種ですけれども、これは50cc以下のバイクということです。第2種乙というのが、これが90cc以下、第2種甲というのが125cc以下のバイクということになります。ミニカーということなのですけれども、3輪以上の原動機付自転車で、排気量が20ccを超えて50cc以下の1人乗りの自動車、シートベルトの着用義務がないというところなのですけれども、たまに走っているのを拝見しますけれども、小さいやつで30キロぐらいで走ったりはするのですけれども、それがミニカーと呼ばれるものでご

ざいます。

以上です。

(加藤) 了解いたしました。多分頭の中でイメージしているものが、あれがミニカーかなというふうに思っております。

では、2点目に参ります。ページでいいますと84ページです。84ページのところの滞納整理徴収事業の中で、先ほど他の委員からもいろいろとご質問されておりましたけれども、搜索という話がありました。搜索、これを実施したことがあるのか、その状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

(収税対策室対策室長) 先ほど県に派遣した職員が県の個人県民税対策課というところで、個人県民税対策課は各市町村の高額な案件を引き受けて、直接徴収という形で県のほうで各市町村の滞納整理を肩がわりしてやっていただいている機関なのですけれども、そちらのほうに派遣をされまして、その中でやはり県のほうは搜索とかを年間かなりやっておりますので、その辺の経験を積んでいただくために高度な徴収対策ということで派遣を6カ月間、1年とか3カ月とかというスパンもありますが、うちの鴻巣市の職員としては6カ月間派遣をして行ってきたいただきました。それで、鴻巣市の搜索の実績といたしましては、単独ではまだ実施したことはございません。去る11月の19日に県税の自動車税を滞納されている方が鴻巣にいらっしやいまして、その方の搜索をしたいというような話がありまして、鴻巣市のほうでも調べましたら、その該当者はきちんと分割納付を守られていたので、大丈夫だったのですけれども、その滞納者の方は女性だったのですけれども、その同居している男性がうちのほうで滞納があったということで、では搜索のほうに一緒にやらせてもらいますということで、県税さんと合同で搜索を11月19日の日にやらせていただきました。簡単に申し上げますと、朝、日の出前に待機をいたしまして、事前に県税さんは自動車税の滞納だったので、タイヤロックをして車を差し押さえをするというような話だったので、朝5時ぐらいに集合いたしましたして、総勢は県税とうちのほうの職員で全部で約20名ですかね。本部で待っている人たちもいますが、外に、

全体的には現場には11人ですか、待機しまして、ただ相手の方がなかなか検索なれをしているというのがありまして、タイヤロックはできました。結局自動車のほうは、県税がレッカーで運びまして、去る1月になってからヤフーのインターネット公売でたしか20万2,000円でしたか。それで落札しまして、公売ということになりました。それで、今回は本当に先ほど話しましたけれども、検索なれをしている方だったので、実際入ったときには何も出てこないというような状況で、うちのほうでは全く実入りがありませんでした。今後の検索についてですけれども、これからはマイナンバー制度でどうなるかわかりませんが、口座とかも把握されてしまうとか、そういうお話も出ていますので、当然簡単に口座がわかるので口座を差し押さえとかすることもできますが、やっぱりそうするとたんす預金とかもふえるのかなという部分もありまして、これからはまだまだちょっと先になるとは思いますが、検索のノウハウもやはりよく研修を積んで、当然来年度も県のほうに派遣を1人送りますので、研さんを積んできていただいて、今後に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

（加藤）ご丁寧に説明ありがとうございました。何かその場面が浮かぶような非常にわかりやすい説明で、イメージがつかまりました。今後やるときにやはり相手によりますけれども、非常に危険が伴うケースもあるのかなと思ひまして、例えば鴻巣警察とかいろんなところとの連携もあるケースもあるのかなと思ひますけれども、気をつけてお願いしたいなと思っております。

では、次の質問に移りたいと思ひます。ページでいいますと152ページのところに移ります。この中で、152ページの一番下です。地産地消推進支援事業というのがございます。これにつきましては、ちょっと事業のイメージがつかないので、大ざっぱで結構ですので、どんな感じのことをやっているのか教えていただきたいと思ひます。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の地産地消推進支援事業でございますが、内容的には地産地消推進協議会という22名で構成する協

議会がございまして、こちらのほうに補助金として交付している事業でございまして。この地産地消推進協議会では、市内の小中学校あるいは保育所等の子どもたちに常光の梨ができたときに、梨の購入をして学校給食で提供していただいているという状況です。梨につきましては、購入費の2分の1を補助というふうな形でさせていただいております。また、学校の教育委員会の連携と、学校給食関係の食育とか教育関係の問題でいろいろ協議会のメンバーの中にも学校の先生とか栄養士さん等も入っていただいておりますので、なるべく地元産の野菜等の、午前中にもお話がありましたように彩のかがやきとか豚肉とかキュウリ、ホウレンソウ、ゴボウとかコマツナ、いろいろ鴻巣でもとれる食材につきまして学校給食等で提供をお願いしているというような形で取り組みをしております。その他、また地産地消推進協議会の中の事業の中で梨を利用した料理教室とか、季節のイチゴを利用したケーキづくりとか、一般の方々に対しましての料理教室等も実施しております。

以上です。

（加藤）では、最後の質問をしたいと思います。

ページちょっと戻ってしまうのですが、145ページです。その中の一番下、可燃不燃ごみ収集運搬事業となります。これについては、ちょっと2つ質問させていただきます。1つは、ちょっと個別の地域について聞きたいと思うのですが、まずはちょっと大きな話で、私の記憶ですけれども、昨年ゴールデンウィークだったかなと。非常に年によって休みの続き方というのは変わるわけですが、そのときに休みが続いたことで自宅からごみを出せない日数がちょっと重なってしまったということで、私のほうにも耳に入って、あと多分環境課さんのほうにも住民から連絡が行ったのではないかなと思います。これは、年によってカレンダーの暦によって変わってきてしまうわけですが、それを踏まえてどのような対策をそのときにされたのかなということと、今回予算組みをしている中で、ではその経験を生かして、今回例えば休日なども含めてそういう場合はやるとか、そうすると今度は業者さんのほうの手間とか、それが余計お金もかかろうかと思うのですけ

れども、その辺今回の予算のところはどううまく取り込んでいるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

（環境課長）お答えいたします。

平成27年のゴールデンウィークにつきましては、現在の回収スケジュールですと資源回収の回収が例えば鴻巣の東側ですと第1、第3水曜日となっておりますので、カレンダーの関係でそれが1回飛んでしまって、次に出せるまでかなり時間があいてしまうという事象が発生しました。そのようなことから、先ほど加藤委員さんがおっしゃったように市役所の環境課のほうにもかなり苦情のお電話ですとか、それから市長へのメール等もいただきました。そのときの対応といたしましては、もう集めるしかないので、次のときに出してくださいというようなご案内をしたりですとか、スーパーなどで独自に回収しているようなところもございますので、どうしてもお困りでしたらそちらのほうへお願いいたしますというようなご案内をいたしました。それで、28年度に向けての対応なのですが、業者全てと調整をとりまして、ゴールデンウィークなどによって飛んでしまうことがないように、全て調整をして改善をさせていただきました。それで、業者のほうですけれども、交渉する中で業者さんとしても飛んでしまうと次にたまってしまうので、仮にお休みだったとしても出たほうが業者さんとしても都合がいいというような、そういう話もありました。ただし、資源物は回収した後の受け入れる業者さんがあけてくれないと持っていけないので、そちらの調整もございまして、調整が結構時間がかかったのですが、その辺もうまくいきまして、全てそういうことがないように、28年度につきましては調整をさせていただきました。先ほどのもう一つのご質問の中に業者さんの支払う委託料の件がお話があったかと思うのですが、収集運搬の単価は鴻巣地域、吹上地域、川里地域、それぞれ別々の単価の形態になっておりまして、1日当たりですとか、1台当たりですとか、世帯当たりというような単価になっておりますので、世帯当たりと人口当たりは変わらないので、同じ単価でできます。ただ、1日当たり幾らという契約をしている業者さんがいらっしゃいますので、その業者につきましてはその分だけ日数が

ふえるので、若干の増額になることとなります。

以上です。

（加藤）では、最後の最後なのです。ごみの収集に関して、これは先ほど集積場につきましてもいろいろ違法ごみとかということで課題があると、それに対していろいろシールをつけたり、環境課としても対応してくださっているというようなお答えをお聞きしました。一方で、それぞれ地域性もあろうかと思うのですけれども、ちょっと興味があるのが例えば川里支所エリアであったり、吹上支所の管轄であったりと、その辺でこういったごみの集積に関して個別にうちのところはこんな課題があるよとか、こんな状況があるよというのがもしわかれば、それぞれ、川里支所のまず副支所長さんのほうからお聞きしたいなと思っております。

（委員長）どちら。川里でいいのですか。

（加藤）では、先に川里のほう。

（川里支所副支所長）ごみの集積場の関係という、ごみの全般ということも含めてということでしょうか。

（加藤）はい。

（川里支所副支所長）支所のほうにこれまでに年に数件なのですけれども、違反ごみがある、それから不法投棄があるというものは年に数件あります。実際には広田の区画整理地内の集積場に、これについては利用者の方が自治会がないもので、管理というか、責任が皆さん責任を持ってやっていただいているところではないような部分がありますので、ほかのところから不法投棄があったものについても自分たちで何とかするとかというものではないような地域が1カ所あると、そこについて支所のほうで環境課と協力しながら掃除をすとかいう形を今まではとっております。そういうようなぐあいでしょうか。

（加藤）では次に、吹上地域のほうで、吹上副支所長のほうお願いしたいと思います。

（吹上支所副支所長）それでは、お答えいたします。

吹上地域につきましては、ごみの集積場の管理につきましては自治会、

または地域のほうで対応していただいているような現状でございます。先ほどから言われております違反ごみ等の苦情につきましても、吹上支所のほうには私のいる間は一度もございませんでした。過去には全然なかったかということもございませんで、過去にはそういうような苦情が本当にまれにあるようですが、そういうときにつきましては速やかに本庁の環境課のほうにつないで対応しているというような状況でございます。

（環境課長）申しわけありませんでした。先ほど金子委員さんからいただきましたご質問なのですが、お時間をいただきましたので、済みません、お答えさせていただきます。

まず、この環境保全交付金なのですが、先ほどのご説明のとおり、基礎事務費と規制事務費からなっております。基礎事務費は人口規模による額と記憶しております。規制事務費につきましては、騒音、振動、悪臭に関する立ち入り件数でございます。平成27年度の当初予算の計上に用いました額の根拠なのですが、これは平成25年度の実績額、平成25年度分です。平成25年度分の実績額をそのまま予算に計上させていただいております。これは、基礎事務費も規制事務費も同じでございます。同じように平成28年度の予算案につきましては、26年度の実績額、県から実際にいただいた実績額をそのまま28年度の予算として計上させていただいております。したがって、先ほどのご質問は平成27年度の額に対して28年度が違うということでしたが、25年度の実績を計算した埼玉県の方の制度では、その当時人口10万人以上15万人未満が事務費が18万3,000円ということございました。それが平成26年度からその制度が変更になりまして、全国市町村の均等割6万9,000円に変更になりまして、そういったことからこの額が違っているということでございます。申しわけありませんでした。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 3点で反対討論を行います。

最初に、農業農政です。安倍政権は、この8日、TPP本体の承認案と関連法案を閣議決定し、国会へ提出しました。自民党は、総選挙でTPP断固反対、うそをつかない、ぶれない自民党の公約を掲げて国民の票を得ました。公約を破って交渉に参加し、さらに国会決議に反して合意、署名されたものです。日本の農業や地域の経済、さらに主権さえも脅かす内容となっています。世界の農業は、家族経営が本来の農業のありようとなっています。しかし、今日の政府のもとで採算の合わない農政への転換がとどまりません。米の生産コストの大幅削減のためと称して、担い手への農地集積、集約化、ます大区画化を加速し、暗渠排水、農業用用水施設の整備を支援するとして米の生産コストを60キロ9,600円を下回ると見込まれる地域を限定するなどとしています。本市の稲作農家は、一番多く作付している方が五、六反の家族経営の農家が本市の稲作農家であり、農業の中で一番多い面積も、またそれにかかわる方も多いのがこの稲作です。本市の農業を守る政策とはほど遠い行政をしなければならぬ事態となっている点を指摘します。さらに農業委員会が次の改選のときには、いわゆる農地の守り手として地域の皆さんとともに細やかに活動してきた農業委員会が行政が行うという、こうした農業を守る施策とは相入れない方向へ行われようとしている点を指摘し、農業問題反対をします。

それから、同和行政です。国も県も同和行政については一定の成果が見たもとで終息をすと言っている中で、税の軽減措置などはなくなりましたが、しかし補助金や、また教育分野、また職員の講演会など含めましていつまでも同和政策が行われています。心理的差別などという、いわゆる実害のない差別を持ち出して言うのならいつまでたってもこの差別は行政そのものがつくり出しているとしか思えません。全ての同和行政は終結をすべきです。

それから、コウノトリについて行わせていただきます。コウノトリを飛ばす自体は反対ではありません。しかし、どう考えてもこの鴻巣で今行われている事業を見ますと、野田市や先進地を見てコウノトリを飛ばせ

ばどうのこうのと書いていますけれども、広大な湿地が必要ですし、そして高木があるところなど、そうした自然環境の中でできているものです。国が荒川西流域ということで桶川、北本、鴻巣、それから吉見、川島町で進めるのなら、その西流域の中で話し合い進めるべきであると思います。コウノトリに称して、いわゆるお米の生産とかいろいろ環境改善のためだと言いますが、それ自体はだめとは言いませんが、1億近くのお金がつぎ込まれていくと、そして一方で市民の皆さんには今本当に生活が大変な中、福祉タクシーが12枚であったり、それから難病手当が5分の1にカットされたり、本当に生活の貧困度がますます高まる中で、行政から真新しい市民への福祉の前進が見られないのが近年の実態です。合併以来10年を過ぎましたけれども、一貫して合併特例債推進型の大型開発予算を組み、住民の皆さんには当初より合併特例債予算を組んだから、市民の皆さんは超緊縮予算に甘んじてほしい、こうした福祉切り捨て路線が一貫して続いている点を指摘し、反対します。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に

一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 1 7 分)